

第六十一回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第二十四号

昭和四十四年四月十八日(金曜日)
午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 加藤 六月君

理事 斎藤 寿夫君

理事 渡海元三郎君

理事 村上 勇君

理事 井岡 大治君

理事 河上 民雄君

理事 安井 吉典君

理事 門司 亮君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君

出席政府委員

警察庁長官官房 會計課長 渡部 正郎君

警察庁交通局長 久保 卓也君

警察庁警備局長 川島 広守君

自治行政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 秋吉 良雄君

運輸大臣官房参 事官 水野節比古君

運輸省鉄道監督 局民営鉄道部財 務課長 宇津木 巖君

運輸省自動車局 業務部長 渋谷 正敏君

建設省道路局路 政課長 小林 幸雄君

自治省財政局財 政課長 首藤 堯君

自治省財政局交 付税課長 横手 正君

自治省財政局公 営企業第一課長 小田 恵雄君

四月十八日

委員加藤六月君、奥野誠亮君、龜山孝一君、吉川久衛君及び野口忠夫君辞任につき、その補欠として山口敏夫君、塚田徹君、加藤六月、渡海元三郎君及び安井吉典君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤六月君、塚田徹君、渡海元三郎君、山口敏夫君及び安井吉典君辞任につき、その補欠として龜山孝一君、奥野誠亮君、吉川久衛君、赤澤正道君及び野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため、国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○鹿野委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○河上委員 政府にお尋ねしたいのであります。地方交付税の審査をしておられるわけですが、地方交付税の基本的な性格についてはもうすでに本国会でも本委員会でもいろいろ議論されておるのでありますけれども、もう一度承りたいと思います。

○細郷政府委員 地方交付税は、地方団体が自主的に事務を処理するための、あるいは行政を執行するための財源を保障し、そして各地方団体間の自主財源の均衡化をはかる、こういう使命をもつて設けられておる制度であります。

○河上委員 いまの局長のお話では、目的といいますが、柱は二つあるようでありましたけれども、そのうちどちらに重きを置くかというふうにお考えになっておられますか。

○細郷政府委員 どちらということもなく、二つで一体でありまして、その基本を流れますものは、地方団体の独立性を尊重するというのが基本にあるわけでありまして、その具体的な方法等は、保障をしなから均衡化をはかっていく、こういうことだろうと思ひます。

○河上委員 先般、山本議員との質疑応答の中で、どちらかといえば調整機能よりも計画的な運営の保障機能のほうを重視されているような印象を受ける御発言があったわけですが、さういふ印象をどう受け取ってよろしいでしょうか。

○細郷政府委員 そういふ考え方でございます。河上委員、そこで、私も受ける感じがございまして、この地方交付税という制度が発足した当初は、どちらかといえば調整機能に重きを置いておったのが、最近では、両者の調和をはかりつつというところもあると思ひますけれども、保障機能のほうにやや傾斜してきているというふうな感じがするのであります。そこでこれは、平衡交付金制度から交付税に移した直後、これについてどういふ議論がなされていたかということをしつゝ願ひてみたいと思ひます。

昭和三十年の七月でありますけれども、第二十二国会の衆議院地方行政委員会の会議録を見ますと、次のような議論が行なわれておるのであります。それは門司亮委員と後藤博政府委員との間にかわされた討論であります。門司委員は、いまは民社党でありますが、このときは社会党でいられたわけですから、自治省のほうもまだそのときは総理府自治庁であったようでございます。参考のため、いまこれをちよつと読んでみたいと思ひます。

門司委員が交付税の性格について質問したのに対して、後藤政府委員は、「私も、交付税は地方団体の独立財源であるが、地方税よりも独立性の薄いとこの独立財源である。同時にそれは調整財源である」といふ考え方をしておりました。交付金と違ひます点は、交付金は毎年度の財政計画を基礎にいたしまして、調整をする調整財源であるところ、ところが交付税は長期にわたって調整をするところの性格を持ったものである、こういうふうな考へております。これに対して門司委員が、「性格がきわめてあいまいであります。問題は地方の財政に及ぼす影響がきわめて重大でありますので、その辺の性格を私ははっきりしておきたいと思ひます。今の御答弁だと、調整財源であるといふふうな考へ方の方が強いのであります。それに対して後藤政府委員は、「本質は今申しましたように独立財源であるが、地方税よりも自主性が薄いとこの独立財源である、こういうふうに考へております。ただ機能は調整財源的な機能を主としてやる、こういう点で機能が調整財源的なものである

りますから、その機能の面で不合理な点を直していくというのが交付税法の改正としては出ておるわけでありまして、云々と書いてありまして、機能は、調整財源的な機能を主としてするということ、がはっきりと述べられておるのでございます。どうも交付税が充足した直後の議論というものを願ひますと、いま局長があげられた二つの機能のうち、別々に明瞭に分けられるものではないかもしれませんが、調整機能のほうに重点を置いたものであるという御答弁があります、その後年月の経過とともに変わったのか、あるいは細郷局長御自身のそういうお考えであるのか、その点をお伺いしたい。

○細郷政府委員 調整財源ということばの意味にもよると思ひます。財源調整ということばをどういうふうにするか、税の自主財源である独立税の少ないところによけいにく、多いところにはやらない、こういう意味で調整というならば、これは、私は、いまも昔もちつとも変わっていないと思ひます。私も申しますのは、自主財源がないところによけいに交付税がいく、これはあたりまえのことだと思つております。その際に、どの程度まで自主財源と交付税を加えて行政の水準を保障するかというところが、一つ問題があるんだらうと思つてございまして、御承知のように、交付金の前には交付税制度の時代がございまして、交付税制度の時代には、税金が、独立財源が多いところには反比例をし、その需要の多いところには正比例をするという両方の要素を使って、いまからいへば非常に荒っぽい配分のしかたをいたしました。したがって、当時は東京とか大阪とかいう、いまだいう不交付団体に当たるようなところにも交付税が行つたわけにございまして、しかし平衡交付金以後は、地方団体に財源を与える場合に、どういう程度に与えるかということを目途に、行政費目ごとに計算をして、その額まで自主財源がないところには交付税がいくんだ、その結果は当然、その保障の度合いは、税金が少ないうところは行政水準が低くていいというのではない

くして、ここにも行政水準をよそ並みに確保しようというやり方で保障という線が非常に強く出てまいつたわけでありまして、したがって、保障財源が調整財源か、どちらかに一義的に割り切るの、私はこの制度の趣旨からして適当でないんじゃないかならうか、そういう意味で先ほど来申し上げておるわけにございまして、その財源調整をし、あるいは保障をするにあたっては、まず保障をどこまでするかという結果、財源調整の機能を果たしていく、こういう考え方でございまして、私はそう当時と変わっていないと考えます。

○河上委員 変わっていないというように言われたのですけれども、明らかにトーンというものは変わつてきておるというふうに思はざるを得ない。一義的に分けることはできないという点では、私も同意見でありますけれども、明らかに昭和三十年の議事録と、昭和四十四年の議事録との間には、政府の答弁のトーンというものはずいぶん変わつてきておるというところは否定できないんじゃないかと思つておるのです。いま細郷局長は、荒っぽく配付するのではなくて、精緻な基準に基づいて交付税の算定基準をきめていくんだ、こういうふうなところに交付税法の一つの特色があるというふうに強調されたのでありますけれども、精緻なという話は、先年来よくここで出てくるのでありますけれども、精緻なわりに、六百九十億くらいあつちへいったり、こつちへいったり、かなり荒っぽく大きな金が動いておるのは事実だと思つて、精緻なというお話でありますけれども、最近の傾向としては、交付税というものが地方自治体にとつては、かなり補助的な性格を持つてきておるようによけい取られておるのであります、私はこういう際、あらためて初心に返るべきじゃないかというように感ずるのであります。平衡交付金のときは、東京のようなところも受けておつたというふうなことを言われまして、交付税法体系のもとにおける違つた姿を強調されようとしたのであります、一休現在、都道府県の中

で、不交付団体はどのくらいでありますか。また市町村それぞれについて、あらためて数字を教えてください。

○細郷政府委員 四十三年度で、府県、東京都を加えて四つ、市町村が特別区を除いて百二十三団体でございまして、

○河上委員 私の調べたところによりますと、昭和四十三年度は不交付団体が四で、市町村のうち、大都市は一しかありません。ほかは全部交付団体になっております。都市は五百五十八のうち、不交付団体は六十しかございせん。町村は二千七百三十四のうち五十三しかないのであります。大都市のほとんどが、東京を除いて全部交付団体であるという姿は、先ほど言われたこととは異なる姿がだいぶずれておるんじゃないか、別に不交付団体が多いというように言われたわけではありせんけれども、大都市さえ交付税法の対象になつておるというこの姿は、やはり健全ではないというようにお考えでございましょうか。

○細郷政府委員 大都市が不交付でないのは健全でない、これもまた一義的にきめられない問題だらうと思ひます。私も将来を考へてみますれば、やはり自治体の中心は市町村、特に都市であるということから、都市の相当数が不交付になるような財政構造を持つことが、私は将来として望ましいのではないかと、現行制度のもとで、大都市が交付になつたから直ちに非常に不健全だというわけにはいかないのではないかと、と申しますことは、やはり社会経済の動きに應じまして、大都市に住んでいた人が周辺の都市に住むようになつたといつたような状況もございまして、大都市にはもう工場がでなくなつて、周辺にできるよるになつたといつたような状況がございまして、それに應じてむしう交付税制度は非常に機動的に動いていく、こういうふうに見ております。もちろん、そういった税制がいいかどうか、こういう議論になれば、これは財政構造の根本の問題でございまして、私はこれについては十分議論の余

地があるというふうに思ひます。

○河上委員 それでは大臣にお伺いいたしますけれども、大都市というか、東京を入れますと七大都市と考へまして、それが東京を除いて全部交付団体であるという姿は、できるだけ避けたい方がいいというふうにお考えになりませんか。すでになつてしまつたことはしょうがないとして、今後やはりこういうことはあまり望ましくない姿ではないとお考えになりませんか。

○野田国務大臣 いま御指摘のとおり、大都市交付団体、これはできるならば、各団体が自主的な財源を持つてその行政の水準を上げることができれば一番理想的と思ひますけれども、実情は必ずしもそれに沿つておりません。その場合にはまた交付税の機能というものはそういうところへ働かしてもいいし、それは究極の理想はやはり自主的の財源を確立していくということにございまして、なかなか困難なことではございまして、一つ一つの団体の内容を分析してまいりますと、交付団体の現状、必ずしも適合しないものもあると思つております。そこは一般論としては、おのの自主的の財源があつて、きちんと自分でやつていけば、これは一番理想的ですが、やはり一つの実情を把握して検討すべきものじゃないか、こ

○河上委員 それでは、交付税法が実施されたのは昭和二十九年でございまして、実際には三十年ごろから軌道に乗つたと考へてみたいと思つて考へてみますと、昭和三十一年度で一つの例にとつて考へてみますと、都道府県四十六のうち不交付団体は三、ところが大都市の場合は、六あるうち五までは不交付団体である。つまり、交付団体はわずかに一にすぎなかつた。それから都市になりまして、四百八十三のうち不交付団体は九十六、約二〇%になるわけですね。町村の場合は四千七百十六のうち、不交付団体が二百五十九にございまして、それと四十三年度の現状とを比較しますと、全体として不交付団体が減つてきておる。大都市の場合は一番顕著でございまして、七のうち不交付団

体は一つしかない。これは東京を入れますのでちよつとあれでございしますが、それから都市の場合について考えてみても、五百五十八のうち不交付団体は六十でありまして、パーセンテージでいいますと大体一〇%にしかならない。昭和三十年のときは不交付団体は二〇%ありましたものが、四十三年度は一〇%にダウンしておる、こういうような数字を示しておる。さらに町村になりまして二千七百三十四のうち不交付団体は五十三しかない。ほとんどがもう交付団体になつてしまつておる。こういう場合、不交付から交付団体になるということ、交付団体へ転落するという表現がよく使われるのでありますが、この表現が適当であるかどうか、また議論がありましようけれども、しかし地方交付税が実施されて十三年間にこういうような傾向があらわれているという事実は、やはりこれは非常に大きな問題ではないかと、こう思うのでございます。地方交付税あるいは地方税全体の体制の上に一つの欠陥がある結果ではないか、こういうふうな推測せざるを得ないのでありますけれども、大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○細郷政府委員 かつて不交付であつたものが交付になるという傾向がある、それに対してどうなのかということがお話の骨子かと思ひます。先ほども調整が保障かといった問題がございましたが、私は、やはり財政需要に対する財源の充足の状況によつて少くもそこにニュアンスが動いてくるのではないかと、かつての時代、義務費をまかなうに財源が足りるか足りないかといった時代には、保障のにおひよりもむしろ調整のにおひが強かつた、それがだんだん充足状況が改善されてまいりまして、これは日本経済の発展の結果だと思ひますが、改善されることによつて保障する限度がだんだん上がつてきた、義務的な経費以外に投資的経費についても保障をしていこうということから、保障のほうが強くなるようになってきた、こういった問題があるかと思ひるのでございます。同様に、それは裏から申せば、従来は保障し

ておりました経費が非常に義務的なものに限られておつたのが、だんだん他の投資的な住民のための行政の事業にも保障をしていくようになったために、交付団体になつてきた。税制自体が動いておれば別問題でございまいしうけれども、税制が同じ体系のものでございまして、そういうふうな動きをしておるのではなからうか。したがひまして、先ほども申し上げましたように、将来望ましい財源構成をどうしたいかということについては、私は検討の余地があると思ひます。

〔委員長退席、大石(八)委員長代理着席〕

特に大都市なんかの問題は、単に大都市の税財政対策をどうするかという以外に、いわゆる大都市問題というものは何であらうか、広域化の要請もございまして、権限の集中化の要請もございまして、そういうふうな広い角度で検討する必要があるのではないか。したがひまして、現行制度のもとで不交付団体が交付団体になることは、必ずしも私はいまの税財政制度の運用を誤つていくということではないだらうと思ひるのであります。しかし、大都市等の問題については、いま申し上げますように、いろいろないわゆる大都市問題というのをかかへおきますので、この問題については、私も地方制度調査会等今後引き続いて真剣な御討議をいただきたい、こう思つておるわけでございます。

○河上委員 この問題は非常に重要で、抽象的な議論のように見えて、実は長い時間的なものさしで考えますと、地方自治の将来にとつて非常に重要な意味合いを持つておるのだと思ひるのであります。いま局長は、義務的経費を見るだけではなく、地方交付税としては投資的な経費も見ようになつてきたことが、当初議論いたしました調整機能が保障機能かという問題について、どうも最近の政府は保障機能のほうに力点を置いておるのではないかと、私の最初の疑問に對する一つの説明をされたように受け取つたわけでありまして、細郷局長自身、やはり政府は保障機能のほうに重点を移してきておる、少なくともそちらにいま

でよりも重点を置くようになったということを認められたように受け取つたのでありますが、そうなるべき説明として、いまそういうふうになつたのではないかと、思ひます。

そこちよつと伺ひますけれども、最近交付税の体系の中に、もう三、四年前かあるいは四、五年くらい前からだと思ひますけれども、事業費補正というふうな考え方がかなり出てきておるよう思ひます。これが時代の要請にこたへたものであるか、それとも地方交付税の本質をゆがめる一つのファクターになつていくのかということ、これは非常に重要な問題じゃないか、こう思ひます。二、三の例で示していただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 たとえば道路の財政需要に對しては、道路の面積でありますとか延長でありますとかいふものを基礎にいたしまして需要の測定をいたします。主として経常経費は面積、それから投資的経費は延長によつて測定をいたします。その測定をいたすにあたりましては、全体としてどれくらいの水準に引き上げるかは幾ら要るかというのを頭に置いて単位費用をつくるわけでありまして、ところが、現実の行政はどういうふうになつておるかといふと、たとえば大規模な公共事業がある場合に、そうしたときに、その裏負担をまかなうのに、いま申し上げました道路費の需要額だけではとてもまかなえない。まかなえない部分は、じや地方債にたよるかというのが実は従来の考え方でありまして、地方債でやつたらいい。償還は長いことかかつてやる。しかし、財源の充足状況がだんだん上がつてまいります際には、あえて地方債によらないで、その年の一般財源でこれをまかなう方法があるのじゃないか。そこで公共事業の地方負担額と、その地方負担の額がその道路の財政需要額をこえる部分、要するに大規模な公共事業を引き受けた分について、は、そのこえる部分について事業費補正という形で需要を上積みをしていく、こういうやり方を

とつておるのでございます。交付税というものを非常に冷たく見て、ある尺度で計算をして、もう地方団体全部に、この中であなた自分ではまかなないといふもの、一つの行き方だと思つておられます。私は将来、だいたい先のことでございまいしうけれども、そういう行き方で税制もよくなつて、都市の半分ぐらいが不交付団体になるやうな状態のときには、私はそれでもいいんじゃないかと思つております。しかし現実には国民の税負担の關係もございまして、なかなかそうまいりません。そういういたしますと、公共事業をやりたいけれども自分のところでは切れないので、大きな仕事をみすみすのが、それは開発をおくらすことになるという団体に対して、そこを助けて

いって、そして仕事ができるようにしたらどうだらうかという考え方から、事業費補正というものを取り入れたわけでございまして。したがつて事業費補正を入れたら、いかに補助金追隨じやないか、あるいはあまりにも実態を追つかけて理想がないんじゃないか、いろいろな御批判があるだらうと思ひます。私はやはり財源の充足の状況によつて、少くもそういう点を直していきながら実態を見ていくことが必要ではないか、こういふ考え方では事業費補正をやつておるわけでありまして。

○河上委員 それでは、地方交付税の中で占める事業費補正というのは、たいへんあたった行政であるというふうな一面を持つておるやうなことになるまいし、もしそれがほんとうであるならば、たいへんけつこうなことであると思ひますけれども、この事業費補正というのは全体で大体どのくらい見込んでおるか、伺ひたいと思ひます。

○横手説明員 昭和四十四年度の見込み額は、道府県分においておおよそ七億、市町村分において約六百四十億と考えております。

○河上委員 それでは、そのうち、先ほど大規模な公共事業というふうなことが出てまいりましたけれども、国の事業に對する、いわば俗に言え

ば協力という部分と、単独事業費に対する補正部分とおおむね割合を数えていただきますか。

○細郷政府委員 いま申し上げた数字のうちで、河川、港湾、道路それから下水といったようなものが大きな金額を占めております。これらには補助と単独の区分が、ちよつといま決しかねておりますが、両方入っております。比較的単独の多いのは、下水あるいは清掃といったような事業で単独のウェートが高いということでございます。

○河上委員 それはちよつと数字は出せませんか。技術的に不可能なんですか。

○細郷政府委員 やはり公共事業の配分と個所づけがきまりませんと、公共事業分について出てまいりませんものと、いまの段階では全体をくめるために見込み数字を申し上げたわけでありま

す。

○河上委員 それじゃ最近の例でもわかりませんか。

○細郷政府委員 事業費補正の適用は、今回わり

に大幅に広げたわけでありまして、従来は府県の

ほうの道路に一番最初に始めたものであります。

道路につきましては、これは大部分が補助事業で

ございます。ことしの見込みで申しますと、道路

橋梁費で府県分が百七十五億考えておりますが、

これはおそろくほとんどが補助事業あるいは直轄

事業になると思ひます。

○河上委員 そこで何うわけですけれども、事業

費補正というのは、それで一応実績はけっこうだ

と認めた場合に——いま道路のお話が出ました

けれども、いま道路の改良率とか舗装率が極端に

低いのは実は市町村道だと思ひます。事業費補正

というものの適用が国道や県道に限られて、最も

緊急な市町村道にはむしろ認められない、そういう

規定があるかどうか知りませんけれども、実際の

としてそうなるのじやないかというふうに

思ひますが、もしそうだとすると、事業費補正

そのものが、先ほどあたたい行政の一つのあら

われであるというふうにおしやつたのでありま

すけれども、地方としてはやはり単独の事業をや

る場合にはなかなかもらえない、しかし国の事業

に協力すればもらえるということで、国の事業に

協力させる誘導的な役割を果たす結果になりはし

ないか、これを取り入れた自治省の意図のいかん

にかかわらず、そういう結果になりはしないかと

いうおそれを抱くわけでございますが、いかがで

すか。

○細郷政府委員 先ほどもちよつと申しましたよ

うに、補助追隨というそりがないだろうかとい

うこと、私もそれは認めております。しかし

現実には相当の補助事業があるわけでございます

て、それは補助追隨がけしからぬということでは

もめんどろを見なければ、開発のために大きな公

共事業をやろうというところには財源がないとい

うことになるわけでありまして、そこで私も、

先ほど申し上げました遠い将来は別として、当面

の問題としては、こういう行き方をとることに

よつてそういう団体に対しても財源措置をしてい

こう、こういうふうに申し上げておるわけござ

います。

なお、道路でお話ございましたが、単独事業

につきましては今回、道路の単独事業を従来より

も約五割増し、財政計画上から申しますと、地方

道の単独事業は従来二千億程度でございました

が、三千億ほど投入をいたしております。

○河上委員 いまの道路の話でございまして、

も、地方道という、大体その内訳はどういうふ

うになりますか。

○細郷政府委員 府県道及び市町村道でござい

ますが、府県道につきましては各府県が開発計画を

持つておりまして、その計画に盛り込まれた道路事業

費を基礎に算入をいたしました。市町村道につき

ましては計画というわけにはまいりませんでした

ので、全体として舗装率、改良率を従来のテンポ

の五割増し上げたいということから財源を投入し

てございまして。

○河上委員 いまの市町村道というのは政令指定

都市も入っておりますか。

○細郷政府委員 政令指定都市ももちろん入つて

おります。

○河上委員 いま市町村道の改良率、舗装率のテ

ンポを五割増しくらい高めるようにしたというこ

とですが、この市町村道の改良率、舗装率はまだ

非常に低位にあることは、局長はだれより御存じ

だと思ひます。過去十年くらいを振り返つてみま

しても、国道、県道の改良率、舗装率はかなり改

善のあとが見られるわけですが、市町村道

だけがほとんど昔のままとなつてゐるのでありま

して、そういう意味からいって、五割増しという

のはどのくらいの意味を意味するのかわりた

い。

○細郷政府委員 三千億ほど地方道の単独事業

に財源措置を考へておるということ申し上げま

した。その中で、府県と市町村の割合は大体一対

二と申しますか、府県が九百七十億圓ぐらゐり、市

町村が二百億圓というふうになつております。

そこで改良のテンポは、従来の措置でまいります

と、舗装、改良を含めましてせいぜい年に一%

くらいしか延長に対して上がつておりませんでし

た。それを今回はこの措置で一・五%は上げられ

るということを実は期待をいたしております。道

路五カ年計画の単独事業の従来のテンポですと、

さつき申し上げたようにせいぜい一%、舗装など

は〇・七%くらいしか上がらないというふうな状

況であつたのを、この際引き上げてみたわけござ

います。

○河上委員 五割増しというたいへん大きな感

じでありますけれども、前よりよくなることはた

いへんけつこうですけれども、やはり一・五%と

いうのは、これから先かなり期間がかかるかと思

うのであります。やはり全体として事業費補正

が、先ほど局長も認められたように、それはたと

え善意から出たにしても、結果として国の事業に

対する協力態勢を促進する誘導的な役割りを果た

すということとは否定できないと思ひます。ござい

まして、先ほど言つたようにあたたい行政という

ならば、単独事業のほうに對してももう少し見る

べきではないかという気がするのであります。

○河上委員 いまの御答弁はわれわれよく記憶し

ております。

「大石(八)委員長代理退席、委員長着席」

ことに道路に關しましては、市町村道にもう少し

格段の努力を向けたいと、一・五%ぐらゐのアップ

率ではなかなか百年河清を待つような感じがな

めないわけですが、国道、県道の場合はかなり早い

スピードで、これは比較の問題でありますけれども、

改善されてきたことは認めるにやぶさかでない

のであります。どうも市町村道がそれとの比較

においていかにも見捨てられてゐるという感じ

を強くするのであれば、これは今後この程度

のアップ率で進められるおつもりですか。それと

もう少し、近い将来さらに何かこういうことで

もしてみたいというふうなお考えはございませ

んか。

○細郷政府委員 ことしやろうとする五割増しの

計画を進めてまいりますと、五カ年計画の単独事

業の繰り上げ施行ができることになつておりま

す。したがうして、私は次の五カ年計画を改定

する際には、こうやつた四十四年度の措置の結果

等も見て、単独事業について次の五カ年計画でさ

らに飛躍できるように目標を立てたい、こういう

気持ちを持つております。もちろん市町村道は御

承知のように八十三万キロもございまして、市町

村道に認定する基準が従来確立しておりました

したために、市町村によつてまちまちでございま

す。ウサギ道のようなものも市町村道になつてお

るかと思ひます、反対に農道のほうがりっぱである

というところもございまして。そういう問題もご

ざいますので、八十三万キロの道路を全部改良す

ることが望ましいと思ひますが、少なくとも社会

経済の進歩のテンポから見ても、全部を改良する

というよりは、もっと重点的にやるものがあるの

ではないかというところも考へておまして、その

辺はどういう将来の目標を立てたらいいかは、実

はいま建設当局ともいろいろ相談をいたしてお

ります。将来とも、こういう引き上げていたもの

のをさらに伸ばしてまいりたいという気持ちでお

ります。

○河上委員 いまの御答弁はわれわれよく記憶し

ております。

ておきたいと思うのです。いまの数字について、市町村道の延長が少し違っているようでごさいますけれども、これは公式の場合ですから、もし誤っておれば訂正して確認していただきたい。

○細郷政府委員 私、八十三万キロと申し上げたのはちよつと古いようですが、新しいので市町村道は八十五万キロでございます。

○山口(鶴)委員 関連。自治省のお役人の方がお書きになっているこの「地方財政」原稿料をどのくらいおかせぎになっているか知りませんが、指導課でつくられたと称する「地方団体における公共施設水準の現状」を見ますと、八八ページに「道路の現況」とございまして、昭和四十二年度末現在の市町村道延長は九十五万三千七百四十九キロである。そして改良済み延長は十一万五千五百八十八キロメートル、改良率は一二・一％、舗装済み延長はわずかに四万三千五百七十七キロメートル、舗装率四・五％にとどまり云々と書いてあるじゃないですか。自治省の出しておられる数字ですよ、この九十五万三千七百四十九キロというのは。こういう基礎的な数字が十二万キロも違ったのでは困るじゃないですか。

○細郷政府委員 正直に申しまして、市町村道の実態というものはそういうものなんでごさいます。道路の台帳の整備が十分行なわれておりません。そこで私がいま八十五万キロと申し上げましたのは、地方財政白書で調べたものでございまして、この公共施設水準調べも実はやつたのでございまして、数字はそういうふうな九十五万キロと出てまいりました。私も、それはどうも合わないからといって、全国三千の団体を突合するよりは、むしろこの「地方財政」に書いてあるところは重点を置いておりましたので、実はあえて違つておる数字をそのまま出したわけでごさいます。したがって、いま私が答え申し上げました八十五万キロというのは、従来から白書に出ております数字を申し上げたわけでごさいます。

○山口(鶴)委員 これは重大な御答弁だと思つておきたいと思つたのです。いまの数字について、金を使つて調査費を出して御調査になつておる数字だらうと思つたのです。それがそういうふうな食い違ひ。食い違ひのがすなわち市町村道の実態だなどというのを言つておられますが、それじゃこの地方交付税法の一部を改正する法律案の単位費用は一体どういふことになるのですか。この市町村の土木費の単位費用、道路橋梁費を経常経費と投資的経費に分けて、経常経費は道路の面積一平方メートルにつき二十三円、それから投資的経費は道路の延長一メートルにつき五十九円になつておるのでしょうか。この場合の道路の延長は一体どうなつておるのですか。九十五万キロを使うのですか、八十三万キロを使うのですか、またあとで訂正された八十五万キロを使うのですか。道路がそういう状態で、道路の面積一平方メートルにつき五十九円、これが一体どうやって計算できるのですか。これははっきりした答弁をいただかなければ交付税の審議はできませんよ。

○横手説明員 交付税上に用いておられます測定単位の数値のとり方でごさいます。道路の延長の場合、当該年度の四月一日現在における道路台帳に記載されておる道路を基礎にしてとるというかつこうにいたしておられます。なお、財政白書によつて調べます場合も道路台帳によつて調べることにいたしますので、測定単位の補正での数値におきましては大体八十五万キロメートルになつております。

○山口(鶴)委員 おかしいですね。道路台帳によつて調べた。指導課おられますか。私は、指導課も道路台帳で調べたのじゃないかと思つたのです。一体何で調べたのですか。市町村にある道路台帳は一つでしよう。その集計のしかたでもつて十二万キロも長さが延びたり縮んだり、こんな無責任なことまで精緻な地方財政だなんて言えますか。一割以上違つておるじゃないですか。

○細郷政府委員 先ほども、私が実態はこういうふうですと申し上げたのはまさにこのことでありまして、指導課の調べのときにも、いわゆる道路

法上の市町村道のつもりで調査をいたしました。集計をいたしましたらこういうふうに出てまいつたのでございまして。おそろく農道なども入つた数字が出たのじゃないかと思つたのでございまして。私も、この際は道路だけを調べたわけでごさいます。各々の施設を、ここにあげてございまして、調べたものでございまして、これはこれとして集計しました。実は発表いたしましたわけでありまして。あやふやな数字なら発表しなればいいではないかという御議論もあるかと思ひます。確かにその点は私ももう少し慎重に扱ふべきであつたかと思つたのでありますけれども、ただ、これによつて出てまいりました施設の水準状況というものがこの調査のときの目標でもございまして、その大体的傾向を見るのにはこれも一つの役に立つたわけでごさいます。実はあえてそのまま出したわけでごさいます。

○山口(鶴)委員 そういうことじゃ困ると思つたのです。自治省がみんな別々な課を持つておつて、基礎的な市町村道の延長にすら統一の見解がないというふうなことは、自治省は全く支離滅裂ではないかということになるかと思つたのです。大臣おられませんか、政務次官おられますか、自治省内部で市町村道、しかもこれは交付税の単位費用積算の重大な要素になつておるものであります。これが自治省内部の課によつて、一割以上もの膨大な差異が出ておるというふうなことでは困ると思つたのです。自治省として、こういうふうな内部ですら統一した数字が出ぬというのはたいへん無責任だと思つたので、その点、次官としての責任あるお立場からの御答弁をいただきたいと思つたのです。

それから委員長にお願ひしておきますが、あとでまた指導課の見解を承りたいと思ひますから、指導課長を呼んでいただきたい。

○砂田政府委員 正確を期さなければなりません。交付税の関係のほうは、これは出てきた実際の数字をとるわけでごさいますから、八十五万キ

ロでやつておるわけでごさいます。交付税関係は八十五万キロ一本にしようとしてやつておるわけでごさいます。指導課の論文と申しますか、この数字はどういうふうな指導課が算出した数字か、私まだ聞いておりませんけれども、私は直接指導課を取り調べて明確にさせたいと思ひます。ただ、重ねて申しますが、正確を期さなければなりません。交付税の関係のことは、これは出てまいりました実態でごさいます。これは八十五万キロ、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 出てきた実態がおかしいというのです。これは指導課長が来るまで保留しよう。

○細郷政府委員 交付税の測定単位の数値として、道路台帳に記載された道路の延長なり面積、こういうことでございまして、それで積算をいたしまして、四月一日でやります。それで積算をして、実際に合つてないときにはこれを是正をするというふうな、交付税では錯誤によつて増減をあとでいたしておられます。その際に交付税のいろいろな測定単位の数値を調査をいたします。実は道路が一番間違いが多いのでございまして。道路は幅員別の延長をとつてあるわけでごさいます。その幅員が改良されると直つてくる。その際に、別の幅員のところにもその延長部分を入れていくべきものでございまして、その手続がなかなかできていないといつたようなこともございまして、実は会計検査院からもしばしば指摘をされておるのです。私も実はやつたことになっておるのです。やつたことになっておるのです。現実にはそういう事態が起つておられますので、錯誤というふうなことで、交付税の公平を期してまいりたい、こういうふう

に思つております。

○山口(鶴)委員 いまの御答弁も私は重要だと思つたのですが、まあ道路が一番錯誤が多い。あと錯誤の多いものがあるようなお話ですが、一体道路以外に、道路は八十五万キロと九十五万キロ、一割以上違つておるわけですが、その他の測定単位

で会計検査院から指摘されて錯誤のあります数値というものは、そのほかに一体何があるのですか。

○横手説明員 道路以外におきましてかなり錯誤の件数の目立ちますのは、実は港湾施設の敷設の数値でございます。これは道府県におきましては、海岸保全施設の延長と港湾施設の延長のとり方を間々間違える団体、県が多く見受けられます。

○鹿野委員長 依田圭五君から関連質問の申し出がありますので、これを許します。依田圭五君。

○依田委員 局長に聞きますが、われわれは一応道路の舗装率を非常に重要に考えてきたわけですが、いま質問で明らかになったのですが、従来建設省のほうでは、八十三という数字をこしも公式にとつておるわけです。八十三万キロの延長で五カ年計画で、五年目には市町村道の舗装率が四・七％になる、五年間の努力で一％上がるというのが建設省の公式な答弁なので、これは私がこの前税法の議と税のときに、関連して五カ年計画を質問しましたときに、そういふ答弁が出ておるわけでありました。きょう聞きますと、約十萬キロの差が出ておるわけでありました。そうしますと、昨年出しました自動車取得税、これで平年度五百二十五億ですが、昨年は七月実施でもって三百七十億くらいですか、こういうような膨大な金をわざわざ、われわれのほうで反対をしましてあの議案を押し通しまして、財源としてやっておるわけですか。そういうような、また今年は傾斜配分をすることで、譲与税を改正をするという形でもって、地方道に対する大きな援助なり支出をするのだということ、自治省だいいきばおるわけですか。いま聞きますと十萬キロも差がある。八十三万に対して、きょうは八十五万と訂正をされましたが、八十五万と九十五万となると十萬キロも差があるわけですね。五カ年計画で五年目の成果が、全体で舗装率が一％ぐらいいし上がらないのです。一年ごとにはその五分の一しか上がらない。〇・二％ぐらいいしか上がらないのです。それなのに十萬キロという数字はこれは一

〇％、年限にするとこれは五カ年計画ですか、いまの五カ年計画、六兆六千億のこの計画を十回ぐらいいし重ねないと、この数字の誤差というものを埋めることができないのです。これはたいへんな問題だと私は思うので、それを一体どういふようにお考えになっておるか。自動車取得税のたいへんな税収もありますし、これはたくさんの方に迷惑をかけている。また交付税やその他の市町村に對するいろいろな問題があります。これらについて全部関連をしてくる。その基礎になる数字のつかみが簡単に十萬キロも違うということになったから、自治省は一体市町村道に對するデータのとり方の統一指導についてどういふことをやっておるのですか、これをひとつ局長から御答弁を願いたいと思います。

○細野政府委員 この施設水準の九十五萬キロと出てきたこれも、普通の道路法の道路という考えで実は照会をいたしたわけですね。これは単純に照会したものをとっただけでございまして、それを集計したものでございまして、したがって、建設省がいつも言っておりますあれを私も基礎に使用しております。道路現況調査でございまして、あれと違いますが、これはこの中身をよく検討してみよう必要があるというところは、私も先ほど申し上げたように率直に認めておるわけでございます。ただこの差は、先ほど申し上げましたように、いわば市町村道、特にその市町村道のうちでも大都市、中小都市、こういう区分が従来はなかったものでございまして、こういう調査によつて大体こういう傾向——この数字がびつたり正しいものかどうかというところは、いま申し上げましたように議論があるのでございまして、こういう傾向が出てまいりましたということで、実はこのまま発表させていたいただいたわけですね。私もこれがいいという確証は実は持っておりませんし、これについては検討の余地があるかと思つております。

それから別個、譲与税の配分でありまして、これは交付税の道路費の算定は、四月一日現在で各市町村が自分のところの道路台帳に載つた面積

延長をそのまま自分で計算をして載せてもらうようになっております。それにつきましては、地方団体が間違ひなくやってくれるものという前提で私もその数字を使つておるわけですが、それとときには間違ひがあるものですか、何年に一ぺんか、ある団体について、順ぐりに回つてそれを一回チェックをいたします。チェックをいたして、間違ひしておるものは錯誤として処理をする、こういう行き方をしておるのでございまして、この九十五萬キロが出たから、これをすぐ交付税の測定単位に使うという考えは全然持っておりません。

○依田委員 施設水準の発表として、白書は非常に公式なものですから、それによつて決算の結果を見たり、また将来への財政計画の基礎にするわけですね。これをわれわれは非常に重大に考えておるわけですね。この分析によつて一切の方針が立つもの、こういうように前提しておるわけですね。ですから白書に載せるものはすべて自治省が統一見解でもって全国市町村に對して統一指導をしていけるもの、その上に、道路とは一体何であるか、市道とは何であるか、県道とは何であるか、幅員とは何であるかというのを三千市町村に對して統一指導をしておるもの、その前提に立つて出てきた報告なりデータというものが集大成されて白書を形成しておるもの、その分析の中から国家財政も地方財政も出してきて、来年はどういうぐあいに税調をわづらわして税法を改正して、どういふぐあいに財政のやりくりをしていくか、すべてそういうように考えるわけでしょう。六兆六千億の五カ年計画というもの、そういう前提に立つて組み立てられてきたものでしょう。四十二年から五カ年間でやっておるわけですね。もうすでに終わりに近づいておるわけですね。私はこの六兆六千億という膨大な金を使ひながら、全国市町村道の舗装率はわずかに一％以下であるという点に、一人の国民として非常に疑問を持つのです。五％ぐらゐの東京でも、毎月一萬台も自動車が増えておるのです。戦前五萬台、いま百四十萬台以上ふえておる。

延長をそのまま自分で計算をして載せてもらうようになっております。それにつきましては、地方団体が間違ひなくやってくれるものという前提で私もその数字を使つておるわけですが、それとときには間違ひがあるものですか、何年に一ぺんか、ある団体について、順ぐりに回つてそれを一回チェックをいたします。チェックをいたして、間違ひしておるものは錯誤として処理をする、こういう行き方をしておるのでございまして、この九十五萬キロが出たから、これをすぐ交付税の測定単位に使うという考えは全然持っておりません。

○依田委員 施設水準の発表として、白書は非常に公式なものですから、それによつて決算の結果を見たり、また将来への財政計画の基礎にするわけですね。これをわれわれは非常に重大に考えておるわけですね。この分析によつて一切の方針が立つもの、こういうように前提しておるわけですね。ですから白書に載せるものはすべて自治省が統一見解でもって全国市町村に對して統一指導をしていけるもの、その上に、道路とは一体何であるか、市道とは何であるか、県道とは何であるか、幅員とは何であるかというのを三千市町村に對して統一指導をしておるもの、その前提に立つて出てきた報告なりデータというものが集大成されて白書を形成しておるもの、その分析の中から国家財政も地方財政も出してきて、来年はどういうぐあいに税調をわづらわして税法を改正して、どういふぐあいに財政のやりくりをしていくか、すべてそういうように考えるわけでしょう。六兆六千億の五カ年計画というもの、そういう前提に立つて組み立てられてきたものでしょう。四十二年から五カ年間でやっておるわけですね。もうすでに終わりに近づいておるわけですね。私はこの六兆六千億という膨大な金を使ひながら、全国市町村道の舗装率はわずかに一％以下であるという点に、一人の国民として非常に疑問を持つのです。五％ぐらゐの東京でも、毎月一萬台も自動車が増えておるのです。戦前五萬台、いま百四十萬台以上ふえておる。

る。細谷委員の質問じゃないけれども、パスの面積とマイカーの面積とは一体どうなんだということ、二十倍もかかるのだということですから、幾ら一生懸命税金を道路施設にかけても、この自動車の問題は片づかないのですよ。そういうような重大な時期に、この次の五カ年計画、その次の五カ年計画を立てなければならぬ、そういうようなときに、基礎になるデータとして簡単に十萬キロも違つたのでは、これは五カ年計画で十二回分です。五カ年計画で舗装率が一％しかないのです。八十三萬キロないし九十五萬キロというのだから、その一％だったらずか八千キロ、大体つかみで一萬キロです。それが十萬キロだったら十年分です。こんなに違つて一体何の計画を立てることができるのですか。私は理解できないですね。一体道路とは何ですか。一年に一ぺんしか通らないような木こりの道路あるいはいなかのあぜ道、こういうものが道路なんだ、人間の通る道というのはすべて道路の概念に入るといふことでもって、市町村道は非常に幅の広い、概念内容の大きいものであることはわかる。わかるけれども、いやしくも自治省が市町村を通して統一指導をする場合には、道路とはこういうもの、延長とはこういうもの、測定単位はこういうもの、を使うのだ、単位費用にはこういうものを使うのだ、だからたとえ一メートルでもかつてな水増しはできないし、また必要なものはちゃんと測定需要に入れて、単位需要に入れて、市町村に迷惑をかけぬようにやります、だから精緻巧緻の分析が使われておるのじゃありませんか。私は十萬キロも簡単に公式の文書の発表が違ふということについては了解できないのです。これはもう一ぺん重ねて御答弁願います。

○細野政府委員 交付税では、おっしゃる通りに正確なものでなければならぬということ、この交付税法の規定に基づきまして省令を定め、道路の面積については四月一日現在の、道路法に規定する道路台帳に記載された道路、こういうことできめてあるわけでございます。道路法の道路台

帳にどういふあれをするかということとは、これは建設当局が指導をいたしておりますので、私どももそれをならって、それによって見ていくわけでございます。

そこで、いまここに出てまいりました公共施設水準の現状、これは私どもは内部の資料として実はとったものでございます。財政白書に載っておりますものと違ひまして、これは政府が公表しておりますから別ですが、これは実は私どもの仕事の参考に内部資料としてとったものでございます。

とったものでございますから、そういう意味では、むしろ外部に発表をしないでわれわれだけで中身をよく検討していったほうがよかつたのかもしれないという気もいたします。事実そういうことも内部で議論いたしましたのでございます。こういう施設水準の現状の調べをしると実は私が非常に強く主張して、去年初めてやつたわけですね。と申しますことは、やはり年々一体どれくらい住民のための施設水準が全国的に上がっているかということを知りたい、それにはそういうものが要るじゃないかというので、従来の仕事に加えて、プラスアルファでこの仕事をさせたわけでありまして、そのときに事務の担当者は、これをとつたら必ず数字が関係省と違ひますよ、あとで必ずトラブルを起すからやめようじゃないかという議論がたたくさんあったのです。あつたのですけれども、私はあえてこの各施設を通じて一応とつてみようじゃないかというので実はとらせたわけでございます。とつた結果は、まさに食い違ひが出たわけでございます。したがって、これは内部でわれわれしめておけばよかつたかと思うのですけれども、しかしまあいまだ施設水準の問題がいろいろやまましときでもありますので、それを承知で実はあえて出したわけでございます。あえて出しました、この数字をもとに交付税の算定をしようなどというのをいま考えておるわけではございませんで、よく私どもも内容を検討していかなければならぬ、こう思っております。そういう意味では、これを公表してしまつたことは、あ

るいは私の軽率であつたかもしれません。今後資料については十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○依田委員 私が質問しているのは、局長、話の趣旨が違ひます。あなたは公表したことが悪かつた、公表しないほうがよかつたのではないのか、こういうような姿勢の答弁をなさつておるけれども、そんなことはわれわれ納税者の立場からはナンセンスですよ。話にならないです。何でも公表してもらわなければ困る。何でもガラス張りにしてもらわなければ困るのです。市町村からどのような報告がこようとも、あるいは自治省がそれに対してまたどのような指導をするか、これは逐一報告をしてもらわなければ困るのです。ただその報告の中に、そこには全国に自治省を通じての統一指導が盛り込まれてなくちやならない。自治省の解釈がなぐちやならないのです。それが建設省とどう違ひかうと、運輸省とどう違ひかうと、それは当然閣議を中心に、所管の省の中において統一した数字を合わせてもらわなければ困るのです。しかもその数字は客観的な批判にたえる数字でなくてはならぬ。これはデモクラシーの政治です。市町村のほうから申告をしてきたり報告をしてくれば、もちろんそれは主たる報告になるわけですね。しかしそれがまちまちであれば、自治省のほうから調査員を派遣してそれに対して見解の相違や考え方の相違や理解の相違を正しまして、そしてその報告を是正するなり、足らないところはそれをふやすなり減らすなりしてやるべきなんです。局長のお話だと、どうも公表すべき数字じゃないものをしたんだ、自治省はいいいねにやつたんだ、こういうようなお話を、私たち納税者の立場からは聞けないですね。納得できないです。そんなことだと、もっと話はむづかしくなると思うのです。もっと話はむづかしくなります。それじゃ一体市町村のほうから来た数字、これを基礎にあなた方は行政をやるのですか。それともあなた方の判定によつて——市町村に対して数字を多くの場合押しつけるという用語がありま

が、相当に指導の面でもって市町村に対して認定したり判定したり、いろいろ切つたり、ふやしたり、裁定したり、やつておるではありませんか。どつちが一体本来の行政であり、また自治省の任務なんですか。都合のいいときには相手方の報告をそのとおり取り上げてみたり、悪いときにはこちらでもって適当に判断をして切つてみたり、そういうことになるわけじゃありませんか。もちろん市町村道ということになれば客観的な水準がある、スタンダードがある。その定義に当てはまつた道路がやはり道路であり、それが基準であり、日本の政府は一つですから、一つのデータというものが各官庁を支配し、それによつて積算され、それによつて財政が運用をされていくと私たちは素朴に考えるわけです。それと違つた数字が公式の機関から来た場合には、それを自治省の統一見解で解釈をして国民の前に明らかにすべきもの、その第一が白書である、私はそう思っております。ですからこの白書を分析することによつて、過去の結果もわかるし将来の方針も立つもの、それによつて来年の税制も変わる、それに対して納税者は協力をする、それで国がやっているとだと思つておるわけです。自治省の、これは発表しただけが都合がいいとか、これは発表しないほうが都合がいいとか、そういう考え方は全然話にならないと私は思うのですが、まずその点から局長の答弁を重ねて要求します。

○細郷政府委員 私のほうは、先ほど来申し上げておりますように、いま先生がおっしゃつたように道路というものは客観的にきまつておる、道路法によつて認定をされたもので、道路台帳に登録されたものときまつておりますから、それによつて当然市町村から報告が集まつてくるもの、こう考へておるわけでございます。これは指導をしておるわけではございません。これは指導といへば、むしろ建設省当局がなさるべきことだらうと思つております。集めてみたらば、その結果こういう数字が単に累積をしてこう出たわけでございます。この数字自体は、先ほどからた

びたび申し上げておりますように、私どもも参考の資料に実はとつたわけですね。数字が違ひから、じゃあ全部中身を検討した上で扱へばいい、こう私ども思つておるのでございます。しかし、施設水準の現状ということが非常にやかましい問題でございますので、私はあえて各施設も入れて実は出したわけでございます。その点の善意はひとつ御信頼をいただきたいと思ひます。私どもは、この数字を出したからといって、これによつて九十五万キロの道路が正しいんだというふうな考えは毛頭持つておりません。少なくともいままで建設省がやつております道路現況調査によつて出た数字を基礎にいたしております、行政を進める上にも、いろいろな将来のデータをつくる上にも、それをもとにいたしております。したがって、その態度をいま変えようとは思つておりません。ただ、こういったものが出ましたので、私どももよく中身を研究してみなければならぬだろうということを率直に申し上げておるわけでございます。

○依田委員 そうすると自治省は、各市町村に対していろいろの報告を求めたり提出をさしたりしておるわけですね。その場合、出てきたものを何らの批判も加えずに、ただそのデータとして集計だけして公式文書に載せたりしておるのですか。私たちは、そういうことはちよつと理解できないです。また市町村に対する味方は自治省ですよ。建設省じゃない。確かに道路という問題を所管しておる一番中心になる官庁は建設省かもしれないけれども、市町村が、市町村として自分たちの道路を運営したり何かしている立場から、これに対して密着した関係を持つておるのは自治省なんです。俗に言へば、市町村に対する、市町村道に対する大きな味方が自治省なんです。むしろ自治省は、市町村のほうから九十五万キロという数字の報告があつたならば、その立場に立つて建設省に対して文句を言つたらどうですか。われわれが理解しておる道路というものは九十五万キロあるぞ、建設省はどういふ標準でもって道路を

やっておりますか、はっきり説明しろということを開内て話をしてもらいたいと思うのですよ。すべて建設省の報告に従ってやっていると、私たちが九十五万キロ、建設省は八十三万キロといっている、これではさき疑いがあるのです。オウム返しに言っているんじゃないか、ほんとうに市町村の報告というものは違うんじゃないか、十萬キロ以上の差があるんじゃないか、それを自治省のほうは力をもつて押さえているんじゃないかというように、この間まで勘ぐりたくなる気持ちを持たざるを得ないわけなんです。ですから、確かに局長の言うように、市町村からあつた報告を機械的に取り上げたんだ、その善悪は信頼をしてくれ。それは信頼します。しかし、われわれ納税者が官庁に対して期待するのは、そんな善意じゃないですよ。官庁という専門家がもつとそれを分析して、これを指導するような立場から、責任のある数字を公式文書に載せてもらいたいという面から言っておるわけです。河上君の質問に対して関連で、あまり長くなつても失礼でありますから、この問題は保留いたしました、私も勉強いたしますし、さらに詰めて、御答弁をまた後日いただきます。と思います。

○山口(鶴)委員 自治省の統一見解を出してください。

○細郷政府委員 たびたび申し上げておりますように、この九十五万キロという数字については今後十分検討を加えてみたいと思つております。これをもつてすぐこれが正しいんだというには、私どももそれだけの自信がございませんから、よく調べさせていただきます。と思います。

○山口(鶴)委員 この点は保留しておきますから。

○河上委員 いまの質問、答弁の中で一つ気になるのは、錯誤がけつこうあるというお話でしたが、道路あるいは港湾で錯誤があつた場合、自治省ではどういふ処置をとっているのか。

○細郷政府委員 交付税法の規定によりまして、

錯誤がありましたときには次の計算のときに、錯誤で小さく出たものは正しいものに直し、大きく出たものは減額をする、こういう措置をいたしております。

○河上委員 部内では——部内ということばは悪いですが、各省間でもお互いに他の省の統計を信用しているという計画を立てているわけですが、そういういろいろな影響があるわけですね。そういうことに対して、はあ間違つていましたというだけではないのか。

○細郷政府委員 それぞれ測定単位の数値は何をもとに計算するかというところは法定されております。道路については道路台帳でございまして、したがって道路台帳について、あるAならAという町に行つて、昭和四十三年四月一日現在の報告された道路台帳をもとに、こちらも一回成規の手続で計算いたすわけでありまして。それと是正する場合、計算の違ひがございましてそれを是正するという行き方をとっております。すべての数値の測定については、何を基礎にするかということがみな法律で定められておりますから、それぞれそれに従つてやるわけでございます。

○河上委員 いまの問題は、当事者の一人がまだ来ていないようなので、関連質問された方々から後ほどあらためて御質問があらうと思つていますが、印象を一言でいへば、交付税はたいへん精緻な、世界に冠たる精緻な制度であるということであり、まずけれども、何か建物の、議事堂でいへば、尖塔のあたりはきわめて精緻にできていますけれども、土台のほうはきわめてあいまいな話になっておるような感じがいたしますので、そういう疑念を深めることのないように、ひとつその辺ははっきり良心的に検討していただきたいと思つております。

私の次に伺いたいことは、交付税は、ことにこれになりましてから計画的な事業費算入方式というふうなことが使われておりますけれども、これにきまして、これはどういふことをねらいとして、実際にはどういふふうに行つていのか、例をあげてちよつと御説明いただきたいと思つております。

○横手説明員 従来は、投資的経費の算定にあたりましては、減価償却費算入方式というのが古くから使われておつたわけでございます。ただ、この方式によりまして、非常に現状維持性が強いといひますが、静態的な性格が非常に強かつたわけでございます。したがって、最近の社会、経済の変動に伴います地方団体の財政需要を的確に算入するということには不向きな面が見られます。この数年來、投資的経費の算定方法の動態化について検討を進めてまいつておつたわけでございますが、四十四年度におきましては、この減価償却算入方式というのをやめまして、事業費算入方式という行き方をとっております。この事業費方式といひますものは、標準団体における標準的な事業費を単位費用の積算に織り込みまして、これに基づきまして、地方財政計画に計上されております投資的経費の關係事業費の総額、あるいは国の長期計画の地方負担額、あるいは国の予算額、こうしたものを考えながら算入をしてまいるといふ行き方をとっております。こういう行き方をとりまして、ほぼ総額の面におきましては各事業ごとに十分な財源保障的な行き方ができてまいることになります。

なお、事業費算入方式の頭へ計画的ということばを使つております。これは個々の事業ごとにできる限り長期計画的なものを想定いたしまして、数年前の行政水準の目標というものを引きあはせながら、その長期計画に基づく当該年度の事業費が、これが基準財政需要額に算入されるように考へてまいり、こういう意味合いから計画的ということばを使つておるわけでございます。

○河上委員 いまのお話で、おおむねこの新しいことばの意味がわかるのでありますけれども、全体的印象からいいますと、各地方団体の事業費というものを計算する基礎というのはいかんなのだらうか。一つのポリシーとして中央の事業計画といひますか、そういうものが主導的な役割りを果たして、それと関連で各地方の事業費というものが算入されてくるのじゃないかという感じもちよつと受けたのであります。あるいは間違ひであるかも知れませんが、どうも中央の主観で行なわれる危険性が非常に強いんじゃないかということ、それからこれは過去のことでなく、しかも先ほどお話があつたように、動態的な要請にこたえようとするものであるということになりますと、過去の経験から割り出した客観的な数字というものはなかなかみにつくまいと思つておるのです。そうなりますと、将来の計画というものをつかむ場合の基礎ですね、簡単にいへば統計ですが、一体どういふものを使うおつもりなのか。いままでのお話ですと、大体過去のいろいろな経験から割り出して、たとえば学校ならこれだけ必要とか、橋梁ならこれだけ必要とか、道路ならこれだけ必要とかいふことではないかと思つたのですけれども、計画的というか将来のこと、ことにいま、過去においては考えられなかつたような問題だけれども、将来は非常に大きな問題になるというのを予想するならば、一体その事業費を算入する場合の基礎というものは何を使われるおつもりなのか、その点についていかがでございますか。

○横手説明員 例をあげて御説明いたしましたほうがわかりやすいかと思つております。たとえば道路関係経費でございまして、道路整備五カ年計画というのがございまして、本年度は、地方財政計画上は市町村道に重点を置まして多少繰り上げて整備するという経費が加わつておりますが、そうした長期計画のございまして、この長期計画に基づいて四十四年度の事業費分を算入するということを目安にいたしております。あるいは学校関係をとらえて申しますと、高等学校関係につきましても文部省のほうで公立文教施設の整備計画というのがございまして、私どものほうもこれを参考といたしまして、校舎の不足面積はおおむね十カ年間で解消することにした、また危険校舎は、五カ年間で解消したい、こういうような目標を立てまして、それを解消するために必

のが算入されてくるのじゃないかという感じもちよつと受けたのであります。あるいは間違ひであるかも知れませんが、どうも中央の主観で行なわれる危険性が非常に強いんじゃないかということ、それからこれは過去のことでなく、しかも先ほどお話があつたように、動態的な要請にこたえようとするものであるということになりますと、過去の経験から割り出した客観的な数字というものはなかなかみにつくまいと思つておるのです。そうなりますと、将来の計画というものをつかむ場合の基礎ですね、簡単にいへば統計ですが、一体どういふものを使うおつもりなのか。いままでのお話ですと、大体過去のいろいろな経験から割り出して、たとえば学校ならこれだけ必要とか、橋梁ならこれだけ必要とか、道路ならこれだけ必要とかいふことではないかと思つたのですけれども、計画的というか将来のこと、ことにいま、過去においては考えられなかつたような問題だけれども、将来は非常に大きな問題になるというのを予想するならば、一体その事業費を算入する場合の基礎というものは何を使われるおつもりなのか、その点についていかがでございますか。

○横手説明員 例をあげて御説明いたしましたほうがわかりやすいかと思つております。たとえば道路関係経費でございまして、道路整備五カ年計画というのがございまして、本年度は、地方財政計画上は市町村道に重点を置まして多少繰り上げて整備するという経費が加わつておりますが、そうした長期計画のございまして、この長期計画に基づいて四十四年度の事業費分を算入するということを目安にいたしております。あるいは学校関係をとらえて申しますと、高等学校関係につきましても文部省のほうで公立文教施設の整備計画というのがございまして、私どものほうもこれを参考といたしまして、校舎の不足面積はおおむね十カ年間で解消することにした、また危険校舎は、五カ年間で解消したい、こういうような目標を立てまして、それを解消するために必

のが算入されてくるのじゃないかという感じもちよつと受けたのであります。あるいは間違ひであるかも知れませんが、どうも中央の主観で行なわれる危険性が非常に強いんじゃないかということ、それからこれは過去のことでなく、しかも先ほどお話があつたように、動態的な要請にこたえようとするものであるということになりますと、過去の経験から割り出した客観的な数字というものはなかなかみにつくまいと思つておるのです。そうなりますと、将来の計画というものをつかむ場合の基礎ですね、簡単にいへば統計ですが、一体どういふものを使うおつもりなのか。いままでのお話ですと、大体過去のいろいろな経験から割り出して、たとえば学校ならこれだけ必要とか、橋梁ならこれだけ必要とか、道路ならこれだけ必要とかいふことではないかと思つたのですけれども、計画的というか将来のこと、ことにいま、過去においては考えられなかつたような問題だけれども、将来は非常に大きな問題になるというのを予想するならば、一体その事業費を算入する場合の基礎というものは何を使われるおつもりなのか、その点についていかがでございますか。

のが算入されてくるのじゃないかという感じもちよつと受けたのであります。あるいは間違ひであるかも知れませんが、どうも中央の主観で行なわれる危険性が非常に強いんじゃないかということ、それからこれは過去のことでなく、しかも先ほどお話があつたように、動態的な要請にこたえようとするものであるということになりますと、過去の経験から割り出した客観的な数字というものはなかなかみにつくまいと思つておるのです。そうなりますと、将来の計画というものをつかむ場合の基礎ですね、簡単にいへば統計ですが、一体どういふものを使うおつもりなのか。いままでのお話ですと、大体過去のいろいろな経験から割り出して、たとえば学校ならこれだけ必要とか、橋梁ならこれだけ必要とか、道路ならこれだけ必要とかいふことではないかと思つたのですけれども、計画的というか将来のこと、ことにいま、過去においては考えられなかつたような問題だけれども、将来は非常に大きな問題になるというのを予想するならば、一体その事業費を算入する場合の基礎というものは何を使われるおつもりなのか、その点についていかがでございますか。

のが算入されてくるのじゃないかという感じもちよつと受けたのであります。あるいは間違ひであるかも知れませんが、どうも中央の主観で行なわれる危険性が非常に強いんじゃないかということ、それからこれは過去のことでなく、しかも先ほどお話があつたように、動態的な要請にこたえようとするものであるということになりますと、過去の経験から割り出した客観的な数字というものはなかなかみにつくまいと思つておるのです。そうなりますと、将来の計画というものをつかむ場合の基礎ですね、簡単にいへば統計ですが、一体どういふものを使うおつもりなのか。いままでのお話ですと、大体過去のいろいろな経験から割り出して、たとえば学校ならこれだけ必要とか、橋梁ならこれだけ必要とか、道路ならこれだけ必要とかいふことではないかと思つたのですけれども、計画的というか将来のこと、ことにいま、過去においては考えられなかつたような問題だけれども、将来は非常に大きな問題になるというのを予想するならば、一体その事業費を算入する場合の基礎というものは何を使われるおつもりなのか、その点についていかがでございますか。

要とする四十四年度の事業費総額をどの程度であるかを見込みまして、その額が基準財政需要額に算入されるように算定してまいっておるわけでございます。したがって、そのような長期計画なりあるいは長期の目標水準を立てまして当該年度に必要とする事業費を算入する、こういう行き方をいたしております。

○河上委員 いまのお話ですと何かまだはつきりしないのですけれども、一体動態的な—交付税が動態化したのが特徴だというようにことをしきりとキャッチフレーズで言われるのですけれども、動態化したという場合に、いままでの経験でわかるものもかなりありますけれども、いままでの経験ではわからない要素もかなりあると思うのです。そういう場合に、一体算入基礎といいますが算入の基礎というのは何を使っておるのか。そういう点はいまの御説明ではまだちっともはつきりしません。

○細郷政府委員 私もあるいは取り違えておるかもしれませんが、人口がふえていく都市がある。そのふえていく度合いを将来どう見ていくか。あるいは昼夜間人口が出入りをしておる。夜間人口より昼間人口が多い。それをどういうふう把握していくか。それによって行政施設の規模も違ってくる。じゃないか、こういうことではないかと思うのですが、それに対しては私もなかなか将来、五年後にある市がどれくらいになるだろうかという予想をつけることは非常にむずかしいわけでございます。現在とっておりますのは、たとえば人口の急増の補正ということになりますれば、この交付税でとっております人口は従来国調人口をとっておりますが、五年ごとになるわけですから五年たないといふ新しい人口がとれないということではいけないというので、毎年の住民登録で動いていく姿をとらえて、その傾向によって急増するほうの施設については上積みしていく。それからもう一つは、都市は、一つの都市だけで職住一致の生活ができるわけではございませんから、都市圏というものを当然つくりまします。そこで

従来は市町村との間の昼夜間人口の出入りの度合いによって、これを幾つかの段階に分類をして、そして割り増しをしていく、こういうようなやり方をとっておりますわけでございます。さらにその団体が将来の人口増に備えて、たとえば清掃の施設、し尿処理槽の大きいものをつくる、あるいは広い街路をつくるといったような場合に、どかある都市に地方負担がふえてまいりますから、その地方負担に対処するために事業費補正というものでそれをカバーしていくというように、いま行き方でございます。

なお、将来のやり方については、私も現在に満足しておるわけではございませんので、研究したいと思っております。

○河上委員 いまの御説明で、少しく計画的な事業費算入方式というものの全貌がわかってきたように思うのでありますが、いままでの御説明の中で一つ欠けておるのは、たとえばそうしたいわば新しい町づくりをするというふうな考え方だと思ふのです。その場合に、地方の声を聞くというふうなことはないんですね。中央で、町というものはこういうものであるべきだというふうな一つのパターンを地方に押しつけていくというふうな感じを受けるのですが、こういうものをやる場合に、地方のそれぞれの公共団体から何か意見を聞きにやってくるようなことはございますか。

○細郷政府委員 地方の声を聞くという、まあどういう御質問の趣旨かあれですが、私は地方団体に将来計画があつたら、その計画をなるべく取り込んでいきたいという考え方をとっております。しかし現在地方でいろいろ立てております計画は、マスタープランはあつても、具体的な事業別プランというものはなかなかないというのが実情でございます。計画、計画というものはずいぶん騒がれておりますけれども、現実にはそういう実情でございます。具体的にどこしはどの道路、どこしはどの施設というところまでなかなかできていないのでございます。したがって、そのとり方には非常なむずかしさがあるわけです。た

だ先ほどもちよつと申し上げましたように、私も、今回府県の道路につきましては、府県の持つております開発計画をデータに、この需要に織り込む基礎をつくりました。それからこれは市町村圏というものの計画をつくるように依頼をしように思っております。これが出てまいりましたならば、またそれもそのとき考えていきたいということ、だんだんやってまいりたいと思ひます。

○河上委員 いまのお話ですと、どうも地方というのはいまより信用できないというふうな感じを持つておられるとすれば、これは非常に重大なこと、やはり各地方都市あるいは地方公共団体のそれぞれの独自の構想というものをなるべく外側から助成していくという、そういう姿勢が必要じゃないかと思うのでありますが、計画的算入方式というものがことしから導入されていくといひました場合に、五年たち十年たちましたときに、中央に主導権があるのか、地方独自の構想を中央が生かして育てていくという姿勢を持つのかという点によって、非常に年月がたつた場合には日本というものは違ってくるのじゃないか、こういうふうにも思ふわけです。こういうものを入れること自体はけっこうでございますけれども、何かよきにつけあしきにつけ、中央の主感でこういう問題を処理するということはいかがかと思ふのであります。やや抽象的でありましても、こういう姿勢の問題というのはいかに重要であると思ひますので、私は特にその点を要望しておきたいと思ひます。

いま、動態化している、そこに今度の交付税法の一つの内容上の特色があるというふうなことを言われましてけれども、いま日本の大きな問題は公害問題であります。公害対策こそ地方行政の一つの大きな仕事になっておると思ひます。交付税の中では公害対策というのはいかなる程度見ておるのか。公害対策に地方公共団体が実際に使つた費用と、それから交付税の中で見ておる額とのギャップというものはあるはずなのでありますけれども、これは実際はどうなっているのか。

○細郷政府委員 きのうもほかの委員の方の同じ御質問にお答えを申し上げたばかりでございますが、交付税の需要としてはただいま事務費を中心に見ておりました、昨年までは六億でございますが、今年は約倍の十二億にいたしました。そのほか事務費系統のものは特別交付税でも見ております。事業費の部分につきましては、公害対策と申しまして、公害対策事業という特別な事業があるわけではございませんで、下水路をつくったり、工業用水道をつくったり、緑地をつくったりという、工業用水道をつくったり、緑地をつくったりという、大体都市計画的な事業が多でございます。それを公害事業費だということに取りまとめるには非常にむずかしさがございしますものから、現在は公害事業費といふものを財政需要の中の項目としては立てておりません。ただ地方団体が大规模な公害事業をやりたいという場合には、その地方負担について地方債を重点的に認めていくという行き方をとっております。

○河上委員 たいへんアな内容だというふうにも思ふのです。それでは、公害で悩まされておるような都市あるいは公害の発生にさらされておる、いわゆる飽和状態にある都市から、公害対策費として要求されている特別交付税の額というものは全国でどのくらいになっておりますか。この前の厚生省の発表によりますと、大気汚染だけで不合格、いわゆる環境基準に合格しなかつた都市が全国で二十二もあるんですね。そういうような都市は、当然公害対策費を特別交付税で見てくれという要求をしてきておると思ひます。いまの状況では事務費しか見られないのだという御答弁もありませんけれども、各地方からあがつてきておる数字があるはずで、その合算はどのくらいになるか、教えていただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 いまもちよつと昨年の申請額を手元に持っておりますが、先般の特別交付税では約六億処理をいたしました。

○河上委員 それは実際に出した額が六億ですね。私が伺っているのは、地方公共団体がぜひこれだけほしいという申請している額の統計です。——いまなければ、これは資料要求したいと思うのですが、委員長、よろしくお願いいたします。

○細郷政府委員 私ども実は公害対策事業全部は申請を受けておりません。特別交付税で要求するところもありましょうし、ないところもございいます。いま手元にありませんが、あとで調べてお届けしたいと思ひます。

○河上委員 御承知のとおり、昭和四十二年以降、もちろんそれ以前からでございますが、公害対策基本法ができて、それに引き続きいろいろな公害関係法が出ています。たとえば油による海水汚濁防止法、こういうものが出ますと、バラスト水などの処理のために、大きな港のあるところでは処理施設をしなければならぬ。もちろん国庫補助は出るわけですが、そういうような問題が起きますし、また環境基準というものが発表されて、その汚染状態を絶えず調べなければならぬということになりますと測定機を設けなければならぬ。そうするとその費用というものが要るわけですね。そういう公害関係法規が地方公共団体に義務づけている仕事に伴う費用というものがあつたわけでありまして、自治省のサイドでこれをどのように把握しておられるか。どういふものが法律上必要であり、それには機械の設備費あるいは人件費というものがどの程度要するというふうに考えておられるか。

○細郷政府委員 法律上どの程度要るかということ、主管の厚生省の判断にまつわけでございますが、先ほど申しました交付税の財政需要額に入っておりますのは、厚生省とも相談をいたした結果でございますが、府県の標準団体で機械器具費は百三十五万五千円、それから試験研究の委託費が百五十万円、人件費は吏員七人、雇員一人というところで八百六十万円、そのほか事務費が百二十万円、合計千二百六十九万五千円を見ております。

す。市分の標準団体につきましては、やはり事務費系統のものでございますが、七十一万一千円を見ております。

○河上委員 各地方の陳情などを見ますと、大都市だけではなく、富山県のような、いわゆる人口の県でない、むしろ過疎的な地方でも公害問題というのは起つておるわけであり、公害行政に対する財政措置についてのいろいろな要望がたぐさんわれわれのところにもきておるわけであり、どうでございますか、財政局長、こういう問題をもう少し制度化する必要があるとお考えにならないですか。現在公害問題が起つておる地方で、住民の不安とか要望の最先端に直面しておるのは地方の公共団体です。御承知のとおり昭和四十一年では、公害苦情の受理件数というのは二万五千二百件、処理件数が一万五千六百八十六件、非常な数にのぼつておるわけであり、四十二年になりますと、受理件数は二万七千五百八十八件となつておりまして、処理件数は一万九千五百七十七件。受理件数では三割五分増しであるし、処理件数では二割一分増しである。こういうふうになつて公害に対する苦情というものは多くなつておるし、また地方の公共団体としてはやらないわけにいかないもので、それが全部地方公共団体の負担になつておるのであります。いまの数字は自治省の官房で調べて見たわけでありまして、こういうものをどういふところへ持ち込んでおるかというのを調べてみますと、やはり市町村が圧倒的に多い。大田市町村が半分以上を占めておるのであります。こういうような状態でありまして、いま日本の社会で一番大きな問題である公害問題に対して地方行政のサイドから対処するためには、いまのようなプアな対策、財政的な措置ではやらないといけないんじゃないかというふうにだれでも思つておられます。いま局長が言われたように、現在では人件費が大部分と思ひますけれども、事務費しか見られないというふうな状態であるとのことで、これは何とかしなければならぬと思うのです。どうでございますか、地方行政の立場から

も、こういう公害問題の解決に協力する意思はありになりませんか。

○細郷政府委員 大いにあるわけでございますが、地方団体が苦勞しておられますだけに、私どもも何か確立した財源措置があつたほうがいいんじゃないかというふうに思つております。

○河上委員 いま公害問題が起つておるときに、大都会ならばまだそれに対処する一応のスタッフというものがいないわけではないのでありますけれども、地方の小都市などにいきますと、公害問題が起つても対処する行政官が全くないわけでありまして、きょうは行政局長お見えになつておりませんが、まあどういふカテゴリーでくくるかは多少問題がありますが、日本全国でどれぐらいの公害担当官がいるというふうに把握しておられますか。

○細郷政府委員 ちょっと私手元に数字を持っておりますので、後刻御連絡申し上げたいと思ひます。

○河上委員 厚生省では、地方自治体の公害職員というものは大体四百八十一名というのをいっております。その中で、単に公害課に属するといふだけではなくて、化学的な知識を持つて専門家が何人ぐらいいるかというところは、全然把握ができないようでありまして、一応四百八十一人いるという答えでありますけれども、自治省のほうでも大体そういうふうにとらえておられますか。

○細郷政府委員 ちょっといま私手元に数字がございませんで、御了承いただきたいと思ひます。

○河上委員 この前日本へ来られたロブソン教授がイギリスの例などをあげておられるのですけれども、イギリスでは公害源に対する立ち入り権を有して、大体三年間専門的な訓練を受けた資格のある者が数千人全国にいて、その活躍によつて公害問題に対してよく対処しているというふうな数字を述べておられるのです。そうして単に金

を出すだけでなく、そういうものが非常に重要だといふことを言つておられるのであります。自治省としても地方自治体に対して、もう少し公害担当官を増員するような方向で指導していただきたいと思ひます。これについて何か計画はおありでございますか。

○河上委員 いまの計画は、おそらく現状の程度の公害の規模というものを前提としておられるのであると思ひますけれども、これから予想もしないような公害の規模に広がる危険性があると思ひます。これは自治省も厚生省と相談してきめていただきたいと思ひますが、御承知のとおり、重油の消費量一つをとつてみても、昭和三十年を一〇〇としたとしますと、昭和三十九年は七〇〇にふくれ上がつておる。しかも今度は、将来の見通しになりますと、昭和四十一年を一〇〇としたとしますと、昭和五十年で二・三倍、昭和六十年になると四倍になるというのです。ですから、おそらく昭和三十年から考えますと、もう三十数倍に重油消費量というものはふくれ上がると思ひます。それだけ亜硫酸ガスというものはまき散らされる。亜硫酸ガスの量もふえるわけであり、何か革命的な脱硫技術でも発見されない限りは、たいへんなことになると思ひます。こういうふうなものに対処するためには、単に上から金を流すだけではだめなのであつて、地方自治体に有力なスタッフを数多くそろえるということ以外に方法はないんじゃないか、こう思つておられます。そういう意味で、これは厚生省が主管ではありますけれども、自治省も人員の配置の点で、この点にもつと留意をしていただきたいと思ひます。いま全国都道府県で公害の専門部課を持つておるのは何県ぐらいですか。また地方自治体その他の市町村で公害の専門部課を持つておるのはどのく

らいございますか。それから都道府県、市町村で条例を持つておるのは、それぞれどのくらいでございましょうか。

○細野政府委員 四十三年七月十五日現在で、公害専門部課を持つて都道府県が二十二、部課はないが、これに相当する係等の組織を持つてゐるものが十二でございます。それから市町村につきましては、課の組織を持つてゐるものが三十五市一町、係の組織を持つてゐるものが六十一市十五町一村、こういうことでございます。

○河上委員 これで十分とお考えですか、それとももっとふやしたほうがいい、あるいはふえていくというような見通しなどについて、いかがでございますか。実は兵庫県などでも、ことしから公害課を、一つだったのを二課、二課というふうにならしたりしております。生活部というふうな名前前で、それを統括しておるようでございますけれども、そういうような県がありまして、充実の方向に向かつてゐることは事実であります、思いがけないなかでも、公害問題がたかさん起つておりました、そういうところへ行きますと、今度は計画課長あたりの方が、もう全くしるうとで、目を白黒させてあたふたとしているというのが実情のようであります、私はそこで自治省にお願ひしたいのでありますけれども、公害問題について専門家の行政官といひますか、地方行政官といふものをもっと急速にふやす必要があるんじゃないか、そういう意味でこの前、実は厚生大臣にもお願ひしたのでありますけれども、国立の公衆衛生院ですか、何かああいうところで細ながらスタッフを養成してゐるようでありまして、ああいふようなところで地方自治体のスタッフを三カ月とか、あるいは一年とか半年とか期間を限つて、ごく初歩的なことだけでも習得できるように研修に出すというふうなことも考えてみる必要があるのではないかと思つてあります。そういう点につきましては自治省のお考え——いま大臣は来られたばかりですので、政務次官いかがでございますか。

○砂田政府委員 公害の關係の担当者、私はまだ各地方公共団体とも充実をしていくべき筋合いのものだ、このように考えております。自治省の姿勢といたしまして、先ほど河上先生もお話しの、兵庫県が生活部という新しい部を設ける。公害の問題、消費者問題というふうな従来の各部にまたがるような行政を重点に、こういう部にまとめていく。自治省といたしまして、積極的に賛成をいたしました。これをもつてしても、公害問題を将来充実させていきたい気持ちであります自治省のお考えはおくみとなり願ひたいと思ひます。

○鹿野委員 本会議散会後に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十八分休憩

午後二時四十七分開議

○鹿野委員長 休憩前に引き続き本会議を開きます。

○河上委員 少し清掃関係のことでお伺ひしたいと思ひます。

現在下水道の普及率、また処理が行なわれている比率が非常に低いということは、きのうの本会議で門司委員も指摘しておられたんですが、私もまたそれに言及したのですけれども、現状をまづお伺ひしたいと思ひます。

○細野政府委員 公共下水道の普及率は、市街地面積に對しまして二一・一％でございます。なお人口集中地区面積で見ますと二四・六％、こういうことでございます。

○河上委員 いまいわゆる都市化現象で、東京近辺などのスプロール化という流行語で呼ばれてゐるような現象、つまり市街地の急速な無秩序な拡大が見られるわけですが、私がある資料で調べたところによりますと、下水道の普及の速度の五倍ぐらゐの速さで市街地のほうが伸びておるといふふうに関係しているわけですが、自治省においてはこういう関係についてどのようにと

らえておられるか、伺ひたいと思ひます。

○細野政府委員 御承知のように市街地面積の伸びが速いために、なかなか市街地面積に対する整備率が上がらないという状況でございます。これにつきましまして、建設省でつくられました四十二年度から四十六年度までの五カ年計画というもので、一応四十六年度末の市街地面積を六千九百五十ヘクタールに見積もり、かつ市街地人口を六千五百六十万人、こういう見積もりのもとに整備率を三二・五％に引き上げたい、こういう五カ年計画があるわけでございますので、一応これによつて、四十六年度までにこの率に到達するには単年度でどれだけやればいかにということ、四十四年度の措置をいたしましたものでございます。

○河上委員 私どもがちょっとそこで懸念しますのは、下水道の普及が非常におくれておる。いろいろな形で未処理のまま排水、放水されるということの結果として、河川や海水がよごされる。その結果、いままでの海水浴の好適の場所と見られていたようなところもだめになつていくというふうなことが、夏になりますと、そのたびごとに新聞で話題になるのですが、このたび、そういうことに備へまして水質保全法を、単に工場排水だけでなく、都市排水までその範囲に、対象に入れようというふうなことで改正がなされようとしてゐるのであります、自治省のほうでは、そういう水質保全法の改正に備へてこの未処理の排水の問題、それからもう一つは、し尿を清掃という形で集めて回収してゐるわけですが、最終的にそれをどこへ持っていくかということになります、一般には海上に投棄されるというふうなことがかなり行なわれてゐるやに聞いているわけですが、この水質保全法の改正にたいアップしてこういうし尿処理の問題ですね、その方式、これについて自治省では新しい対応ということを考えておられるのかどうか、お伺ひしたいのであります。

○細野政府委員 極力し尿の衛生処理、これをふやしていきたいという考え方に立つております。今回私どもが必要の見積もりにあたりましては、

し尿の衛生処理率——もちろん特別清掃地域内のことでございますが、衛生処理率を四十六年度には全部に普及できるようにということで、その間の単純年率を出しまして、それだけの処置を今年織り込んでみた、こういうことでございます。

○河上委員 たとえばし尿の海上投棄ですね。これは昔ならいざ知らず、現在非常に問題になつてきてゐるのですが、これは現状では、おもなる市だけでけっこうですけれども、海上投棄について、東京はやつてゐるということですが、その他の地区の状況、それから今後水質保全法の改正に伴つて、これに對応するために自治省として何か適当な指導をなされるおつもりかどうか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○細野政府委員 清掃施設の処理についてはもつぱら衛生処理が必要と考へておりますので、具体的には公共下水道の整備それからし尿消化槽の整備、それに重点が置かれるべきものだと考へております。したがつて、し尿処理の衛生処理率を四十六年度には特別清掃地域全体に及ぶようにというところで財源措置をいたしておりますが、具体的には個別の市町村の指導にあたりましては厚生省とも連絡をとつて、ものによつては起債等の財源措置も必要でございますので、それぞれ個別の問題として財政措置をするようにいたしております。

○河上委員 し尿処理の問題は、御承知のとおり化学肥料の普及によつて農村ではもうほとんど使わなくなつたということから、新たな問題としていま登場してゐるんじゃないかと思ふのであります、同じように地方自治体にとつて大きな問題になるであろうと思はれるのは、産業廃棄物と普通通ひわれてゐるものなであります。たとえばいま都市再開発をやりますと、市の中心部の都市改造をやりますと、当然瓦れきとかそういうものがたくさん出るわけですが、そういうものの処理というものは非常に大きな難問になつてきてゐる。それから公害対策でありますけれども、降下ばいじんを少なくするために集じん機を取りつ

けるよう義務づけますと、それが今度は集めたものを、たとえば電気掃除機でやってそこにたまったゴミをどこに捨てるのかという問題と同じように、集じん機で集められた廃物の処理が今後大きな問題になるのじゃないかと思うのです。いまのところ、私がいろいろ調べてみますと、結局そうしたものは適当にどこか海に捨てたり、適当に埋め立てにしたりしているようなものであります。将来これが必ず大きな問題となるのであります。こういう問題について、清掃関係といえどもこれは地方行政の大きな問題でありますけれども、自治省では、し尿処理の問題と並んで、こういう産業廃棄物といわれる新しい問題についてそろそろ、といつても手おくれだという感がありますけれども、考えていただかなければいかぬと思うのであります。先ほど来、ことしの地方交付税の特色は動態化したことにあるというのを言われておるのでありますけれども、こういう要素をどのように今後織り込んでいけるおつもりか、伺いたいと思います。

○細郷政府委員 ごみ処理については、これも四十六年までに特別清掃地区についての衛生処理が出来ますようにということで、本年度分は実は財政措置をいたしたわけでございます。ただ、ごみ処理については、いろいろ地方団体の集まりであります六団体、特に市長会都市センター等でも、実はごみ処理の内容がほとんど変わっていくことについていま研究をしているわけであります。御承知のように、ごみの分量自体は生活水準が上がるにつれてふえるわけでございます。さらにいまおっしゃったような、非常な消費ブームに影響をされて廃棄物というものが出てまいるわけであります。そういったようなものを公共団体がすべて処理しなければならぬかどうかという点につきましては、これは将来の問題でございしますが、非常に問題があると思うのでございます。日常生活から出てくるものではないような廃棄物、こういうものについてはどういうふうに地方団体が対処し

たらいいのか、これはやはり研究の問題だと思っております。これは必ずしも地方団体がやらなくても、現に御承知のように、そろばんに合うものについてはそのような会社もあるわけでございまして、廃棄物だけを集めてスクラップ化していく会社もあるわけでございます。その辺はなおよくそういうグループの方々の研究に待ちたい、かように思っております。

○河上委員 産業廃棄物については、大阪府が全国に先がけて画期的な調査をやっておられるのですけれども、それを見ますと、大体家庭のごみ、従来の清掃関係の仕事の対象であったごみ、その四倍から十倍ぐらいの産業廃棄物が出てくるというところでございまして、おそらくこれは東京でもそうじゃないかと思うのです。いま言われたのであります。それについて一体これはだれが責任を持つかという問題は一体どのようなお話でしたが、清掃法では、そういう産業廃棄物というのは新たな市町村長の責任はどのように規定されておるか伺いたい。

○細郷政府委員 清掃法は御承知のように、「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする」という法律でございまして、そこでは「汚物」とは、ごみ、燃えがら、汚水、ふん尿及び犬、ねこ、ねずみ等の死体をいう。こういうことになっておるわけでございまして。こういった清掃法によるごみ、燃えがら、汚泥その他のものに、最近新しく出てまいります廃棄物が含まれるかどうかというところは、私は主観でございませんでよく厚生省当局にも聞いてみなければわからないのであります。少なくとも法律の条文を離れまして、現実問題として市長会都市センター等地方団体の長が集まっていただいて議論になつておる点は、まさしくいまおっしゃったような、ごみの種類の多様化にどう対処するかという議論にあるわけであります。そういう意味で、法律問題もさることながら、そういった現実の問

題についてどう処理をするかということは、先ほど申し上げましたように今後の研究問題ではなからうか、かように考えております。

○河上委員 その点につきましては、ひとつ厚生省と早急に連絡をとって、しかるべき体制を確立していただきたいと思います。

アメリカの例を見ますと、アメリカのような大きな国でも廃棄物処理にたいへん困っているようございまして、こういうものの処理のために、やはりアメリカの一つの方法として、自治体で経営する処理場に各企業が運んで、ある程度の手数料を払って処理をしているようございまして。何か、企業と自治体と国と、三者の関係につきまして一つの方針というものを確立し、また制度というものを確立していただきたいと思います。あります。ひとつ自治省のお考えを伺います。か、今後の方針をもう一度確認したいと思っております。

○細郷政府委員 何ぶんにも新しい問題でございまして、よく関係省に申し伝えて検討を促したいと思っております。

○河上委員 なおこれに関連して、いわゆる清掃法というものがそういう新しい事態に即応し得るものかどうかという問題もあると思うのでございしますけれども、それも含めてお考えいただきたいと思ひます。これは一つの例でありまして、けれども、要するに、いま地方自治体で取り扱わなければならない問題というのは非常に多様化して、その中でもこの公害問題というのは予想しがたい問題をばらばらに非常につくような面もあるわけでありまして、それが単なるうたい文句でなく、もう少し公害行政というものを一つの制度の上に乗せるように、非常にむずかしいことは私もよく承知しておりますけれども、ひとつ一その御努力を願わなければならぬと思ひます。国でやらなければならぬ仕事も非常に多いわけですが、同時に地方公共団体が一番この公害を受ける住民に直結しているわけでありまして、ひとつ

そういう点を考えて、それが地方財政の面にも反映するように御努力いただきたいと思ひます。ひとつ大臣からこの点についても御決意を承りたいと思ひます。

○野田国務大臣 公害問題は、これは前からあったのですが、ことに最近急速に大きな社会問題となつております。これは何と云つても地域住民にとつては生活の上で非常に悪い影響をもつものでございまして、国でもこの問題を非常に大きく取り上げております。しかしいま御指摘のように、これはやはり地方自治体の地域住民の生活の問題でございまして、私はやはり自治省としても積極的な取り組みをする、同時にこれはやはり相当財政上の負担がかかりますので、これらにつきましてもわれわれは相当考慮すべきものだ、こう考えております。

○河上委員 大臣から力強いお言葉をいただいたうれしく思ひますけれども、現実には地方公共団体はすでにいろいろ仕事を始めておりますので、できたら公害関係の費用というものは交付税の中で、特別交付税で、さらには普通交付税で見たいだきように、そういう方向で今後の御努力をいただきたいと思ひます。局長ひとつお考えを……。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、事務的な経費はわりに算定がしやすいわけですが、投資的な事業は、各団体で公害対策という名目でいろいろ事業をやっているものから、これをまとめてうまく織り込んでいくのが非常にむずかしいわけですから、しかし関係の都市計画あるいは下水、そういった需要を伸ばすことはやはり間接に公害対策のための経費を伸ばして、私はこういうふうな考えをしております。もしよいお知恵でもございましたら教えていただいて、なお研究をしてみたいと思ひます。

なお、先ほどお答えを留保いたしました府県の公害担当官の数でございしますが、厚生省の調べによりますと、ばい煙規制職員として四十二年十二月現在で四百八十一人というところでございします。

なお、公害の關係で、私も特別交付税をきめる前にいろいろ陳情書や要望書が出てまいりました。正規のものもございませうが、そうでないものもありませう、これを単純に集めてみましたら四十七億二千五百万円でございます。

○河上委員 どうもありがとうございます。それじゃ、今後の公害行政に対する自治省としてのサイドからの積極的な姿勢と行動を期待いたします。私の質問を終わりたいと思います。

○鹿野委員長 山口君より関連質問の申し出があります。これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 指導課長お見えでありますからお尋ねをいたしますが、指導課でまとめたこの「公共施設水準の現状」、道路の現況につきまして、昭和四十二年度末現在の市町村道延長は九十五万三千七百四十九キロメートル、こうなっております。ところが一方国会に提出をされました「地方財政の状況」、いわゆる地方財政白書であります、その三百五十九ページを見ますと、市町村道延長は八十五万三千七百四十九キロ、ちょうど十キロばかり違っておりますわけでありませう。それから府県道は十二万八千五百五十キロ、これに対して地方財政白書の府県道は、主要地方道とそれから一般府県道等合計が十二万八千四百九十九キロ、これは一キロ違っているだけですからいいですよ。片や一キロしか違わないのでありますが、片や十キロ違っております。ためしに橋梁を調べてみましたら、橋梁の数は市町村道それから延長につきましては十キロ違っております。市町村道延長については十キロ違っております。橋梁の数は同じわけですから、橋梁の数が一致しておいて道路延長では違ふなんというところは、私は同じ市町村の道路台帳をもとにした計算としては非常におかしいと思ふのですよ。(「活字が違ったのじゃないか」と呼ぶ者あり)活字が違ったのじゃないかと思つて私は今度はパーセンテージを見ましたら、パーセンテージも違つておるのですよ。ですからこれはミスプリントで八十五万のものを九十五万に書いたのじゃない。これはパーセントが違つていま

すから、ミスプリントでないことは明らかなんです。ですから道路延長では十キロずばり違つておつて、府県道では一キロしか違わない。ところが橋梁に至つては、橋梁の数それから橋梁の延長まで市町村道においてはずばり一致している。しかも同じ財政局の中の交付税課の調べた数字と、同じ財政局の中の指導課で調べた数字が違ふ。しかも財政局長さんの名前は細郷道一である。道は同一でなければならぬですよ。こういうことでは私は非常に遺憾だと思ふ。大臣どうですか。同じ自治省の財政局長、それから財政局の中市町村道の改良を進めなければならぬということがまさに国民の声となつておるときに、同じ局内の課によつて十キロも数字が違ふ。こういうことがあつてよろしいと思ひますか。私はやはり自治省内部の規律を、大臣もつとつかつていただかなければならぬと思ふのです。しかもこの道路の延長は、重要な交付税の単位費用の配分の数字になつておるわけですから、これが十キロも違つたら、これは財政計画を直さなければならぬですよ。私はかつて奥野さんが財政局長のころ、たまたま府県会議員の数の算定を間違えておりました、間違ひを認めたわけですから、ところが一億以内の金額だったもので済んだ。幸いなことに財政計画の数字を直さぬで済んだ。一億以内でありまして財政計画自体は直さぬで済みましたので御了承いただきました。今度の場合、十キロ違ふれば財政計画が大きい狂うわけですから、こういうことでは困ると思ひたいと思ふのです。

○細郷政府委員 白書の關係は、御承知のように決算をとります際にいろいろな資料をあわせてとつております。これにつきましてはかなり長期の間換収等をいたしまして、私どもも精査をいたしてその結果を公表いたしております。ところがこの水準調査のほうは、先ほども申し上げましたように、これは全く私の発想で、実はことし初めて

試験的にやつたものでございます。そういう意味合ひで、これはこれで別にとつたものですから、私は、本来ならば同じように出てきてもいいだろうと実は思つておるものでございませうけれども、先ほど来申し上げておりますように、数字が少し違ふわけでございます。違ひますものですか、おかしいというところはわれわれもよく承知をいたしておつたのでございませうけれども、単純に、市町村、全国三千幾つかの集まつたものをそのまま集計したために、どこがどういふふうになつておるかに、どこがどういふふうになつておるかに、同じ私の局内で二様の数字が出て、まことに私も恐縮に存じておるわけでございますが、そういう経緯を御了承いただきまして、なお私どもとしても精査検討を加えてまいりたい、かように思つております。

○山口(鶴)委員 とにかく、地方交付税を配分いたします場合に、最も基礎的な数字であり、その基礎的な数字が、府県道等におきましては差が一キロですから、これはいいといたしまして、市町村道においては十キロです。十キロちやうど違つておる。橋梁の数等は一致しているわけですから、これはどういふところで十キロ違つたのかわかりませうけれども、とにかく明確に違つておるわけですから、一割以上違つておるわけですから、そういうものが自治省のお役人の手によつて発表されているわけですから、片や財政白書が発表されているわけですが、国民は、一体何が正しいのか、非常な疑惑を持つことは当然だと思ひます。しかも交付税の配分というきわめて重要な要素がある基礎的な数字が違ふというところで、私は、国民が自治省というものを信用しなくなるということも当然ではないかと思ひます。大臣といたしましての所信をお伺ひいたします。関連質問を終わりたいと思ひます。

○野田国務大臣 いま山口さん御指摘の点を聞き取りまして、実は局長にもこの場でただしてありますので、いろいろ事務的な数字の計算におい

て、事務的な理由もございませうが、しかし、それは別といたしまして、同じ役所で取り扱つた、しかもいま山口さんのおっしゃつたとおり交付の対象になるような重要な資料でございます。これが違つておることはまことに申しわけないと私は思つております。

そこで、どうすればいいかということ、結局先ほど局長が申しましたように、行政施設水準の現状を調べるといふことで、局長としては念を入れてやつた調べで、今度初めてやつたものでございませう。そこで数字が違つてきたと申しますから、これはその点は深くおわびいたしますと同時に、すぐ精査いたしまして結論を出したいと思つております。当然出すべきでございますから、御了承を願ひます。私どものほうですぐやりますから、その点で御了承願ひたいと思ひます。

○鹿野委員長 林百郎君。

○林委員 私、最初に大臣に、一月六日付で大蔵大臣と取りかわした覚書についてお尋ねしたいと思ひます。というところは、実は昨年の十二月十八日にこのことを予想しまして、あなたに当委員会に質問しているのですよ。それに対してあなたは、「地方交付税」といふのは、これは地方財政の固有の財源という立場をとつております。したがつて、国でいう財政硬直化といふものとのつながりはない。こうおっしゃつて、そして再び四百五十億の額の覚書のようなことは繰り返さないといふことを、ここであなは答弁していらしたので、これは細郷さんもうそういう趣旨で答弁されていらしたので、あなたの答弁はあとでまた引用しますが、こういうことを繰り返していきますと、これは実質的には三二%の切り下げ、三二%の交付税率の切り下げと同じことになる危険があるわけですから、それで私は、これは非常に重要だと思ひます。それで大臣に聞きたいのですが、あなたと大蔵大臣がこういう覚書をとりかわして、そして、当然地方自治体に交付されるべき交付税交付金を削減するといふ、こういう権限は地方財政法のどこにあるのですか。大臣、その根拠をお示し願ひ

たいと思います。

○細郷政府委員 交付税法で、交付税は国税三税の三二％というのをきめております。そこで、こういった今回のような措置はそれに対する特例をなすわけでございますので、法律によって御審議をいただく、こういう手続をとっておるわけでございます。

○林委員 いや、その法律をつくる前に大臣がこういう覚書をつくっちゃって、そうしてその覚書を法制化するわけなんで、法制化より行政的な行為が先行しているわけですよ。だから、その権限を聞いているわけですよ。どこにそういう権限があるのですか。

○野田国務大臣 これはどういう権限でということですが、つまり、行政上、役所同士でいろいろ約束することがあり得るのでございますが、しかし、それはやはり法律の根拠がなければいけませんから、当然それに基いて法案を提出して御審議を願うというのが当然のことでございますから、ただいま交付税法の一部改正の法律案を出しまして御審議を願っておる次第でございます。

○林委員 大臣が、昨年の十二月十八日の私の質問で、さつき読みましたように、地方交付税というものは、これは地方財政の固有の財源だ、地方財政の固有の財源を、大臣が、大蔵大臣と覚書で、六百九十億としは頭をはねますという、こういう契約をできるのは、大臣に権限がなければならぬ。これは本来なら固有の地方自治体に交付されるべき地方自治体の期待権、そういう権限が確立されているのを、そういう地方自治体に何らの意思も問うことなくして、大臣が先の大蔵大臣とこういう話をきめてしまうというとはどういうことなんでしょうか。どういう権限でそういうことができるのでしょうか。

○野田国務大臣 いま申し上げましたとおり、その権限ということよりも、この予算編成にあたってお互い話し合いました約束をいたしました。しかし、それはやはり法律上の根拠がなければいけないことでございますから、それに基いて新

たに法案を出しまして御審議を願う、こういう段取りをいたしております。

○林委員 地方交付税法の四条を見ますと、地方交付税に関する大臣の権限が規定されていると思うのです。地方交付税法の四条に「自治大臣の権限と責任」とあるわけですが、参考までにこれを読んでみますと、「自治大臣は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任を有する。」とあって、「毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積ること。」「各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。」「こういうことがあつたわけですね。だから、見積もつて、各地方団体に交付すべき交付税の額を決定する。ところが、これを受けて六条に、交付税の総額は三税の百分の三十二、こういうふうになってくるわけですね。だから、大臣は、地方交付税法によつて定められたその年々の、第六条による交付税の総額を決定し、そうしてそれを交付する責任があるわけであつて、そこから頭をはねていなんという権限は、地方交付税法の四条の中には出てこないわけなんです。あなたが越権の行為をしていられるということになりますか、これは。それは法律を先につくつて、法律でこうなつたから、その法律に委任された権限で私はこうしますというならわかりますけれども、国会でまだ審議もされない、法律もきまらないのに、大臣が個人的にそういう取りきめをしようというとは、これは越権じゃないですか。

○野田国務大臣 行政上の措置といたしまして交付税のいまの法律上の権限、責任、第四条で明らかでございますが、行政のいろいろな運行上、そのやつた行為について法律の根拠をつくるために、事後において法律を提案してお願いするということも必ずしも絶無とはいえない。私としては、私の責任でやりましたから、この法案の改正を出しまして、そうして御審議を願ひ、その結果、私の行為というものは法律上根拠を与えていただく、こういうことでございます。

○林委員 何だかよくわからないのですが、大臣の言っていること。細郷さんは、私の質問に対してこう言っているのです。四十三年度の四百五十億のような形で繰り返しませんでしたかという私の問いに対して、あなたは、はいと答えているのです。これは昨年の暮れに、延長した国会の当委員会で、こういう気配があるというのをわれわれは察知したのですから、先手を打って、あなた方に腹をきめさせなければならぬと思つて質問したわけですよ。そのときに、あなたは繰り返しませんでした、はいと答えていますが、これはどういう心境であつたのですか。

○細郷政府委員 そのときは御激励をいただいたもとの思い、私自身も去年と全く同じことはやるまいという考えでございました。ことしの行き方は御承知のように、形の上では当初予算の減額という形をとっておりますが、内容的には昨年と違ふことは、あるところで申し上げたとおりでございます。

○林委員 実質的には昨年と変わらないので、形の上で違つていようだけじゃないのですか。それよりも、もっと危険なことでは、四百五十億の場合には三年間に百五十億ずつ返していくと、これはきめられていられるわけですよ。ところが、この覚書を見ますと、これはあなた御承知のことと、来年度幾ら返すかということははっきりしてないわけですよ。四十六年度、四十七年度に繰り延べして加算することができると書いてある。これはむしろ昨年の四百五十億よりは、もっと危険な要素、地方財政には危険な要素を含んでおるといふところではないですか。どうですか細郷さん、必ず来年度から来年度に返すとか、あるいは四十六年度、四十七年度に延びるとすれば、どういう形でやるとか、そういうことがどうしてはつきり数字の上で示されないのですか。

これを言いますと、「上記の金額は昭和四十五年度の地方交付税の既定額に加算する。但し、地方財政の状況等により、当該加算額の一部を昭和四十六年度及び四十七年度に繰り延べて加算することができる。」これではどうなるかわからないじゃないですか。

いのですか。四百五十億の場合は百五十億とつきりしてはいるのですけれども……。だからあなたの言うように、形の上では昨年と変わりませんが、実質は昨年と変わつています。要するに昭和四十三年度の自然増の中から繰り出したものがあつたから、それを入れれば四十四年度の財政計画の中にはプラスマイナスの影響がないというのをあなたは言おうとしているのだと思ひますけれども、しかし、それは実質的には四十四年度に響いてくるのです。それは実際に金がいっぱひつりてくるにしても、四十四年度の交付税交付金の中から頭をはねることは間違いない。しかもその返還については、何らの具体的めどもついていないということになれば、私は実質的には、四百五十億より一もつと危険な取りきめをしておる、こう思わざるを得ないのですが、どうですか。

○細郷政府委員 覚書は、いま御指摘のとおり表現になっております。今回御審議いただいております法律案の附則の五項におきまして、四十四年度分にあつては六百九十億円を減額した額とし、四十五年度分にあつては六百九十億円を加算した額とする、原則は四十五年度にその同額が加算されると書いてあります。ただし、地方財政の状況等に依り、その額を四十六年度あるいは四十七年度の総額に加えることができる、その場合には別に法律で定める、こういう書き方をいたしておるのでございます。その点におきましては、四十五年度に原則としては六百九十億を加算していただくという考え方が書いてあるわけでござい

ます。

○林委員 それはわかつています、書いてあるから。それじゃ私たちは絶対に承服し、認めるわけにいきません。これは覚書なり、また本法改正案の中にもあるのですけれども、四十六年度、四十七年度に繰り延べて加算することができると。地方財政の状況等により、これはどういう場合のことをいうのですか。これは大臣、自分がつくった覚書ですから、まず大臣にお聞きしたい。どういうつもりで書いたのですか。

○野田國務大臣 これはその当時の覚書にも書いてあります。またしばしば申し上げておりますとおり、地方財政を健全化しなくてはならない、充実することはもとよりであります。そのためには地方自治体の財政の状況を考へて、自主的な年度間調整をする場合がある、こういう考え方が基本でございます。それに応じて地方財政の現状を見てお乗せをしたい、こう考えております。

○林委員 何だかちつともわからないですよ。あなた自分で書いた覚書でしょう。要するに、原則として四十五年度に返すけれども、地方財政の状況等によって四十六年、四十七年に繰り延べして加算するとあるけれども、四十六年、四十七年に繰り延べる地方財政の状況というのはどういう状況であるかあなたは考へて、この覚書をつくられたかと言っているのですよ。どういう状況の場合には繰り延べるのですか。

○野田國務大臣 つまり四十五年度の地方財政の需要、それと地方交付税の総額がどのくらいか、それから地方税がどのくらいの額になるか、これを大体地方財政の基本的な自主財源として考へていく。もちろんこれには補助の額も入りますけれども。したがって、そういうことから見て、四十五年度で地方財政需要額をどこまで満たしたらいいか、その場合にどうしても全額それを満たすというときは、四十五年度へいつて満たす。しかし、そのいわゆる年度間の調整を必要として、これを四十六年、四十七年までに返してもらつて、ちょうど地方財政の需要額に満たしていきける、こういうときには四十六年、四十七年と二年間繰り延べる、その年度において残額を加算する、こういう考え方でございます。

○林委員 あなたは常に、地方財政は決して豊かにはなつておらない、したがって地方財政が中央財政に協力するということについてもこれは限界があるのだ、単独事業や、いろいろやりたいこともやらなんているから、いわゆる黒字と称するものが出たにしても、それは実際やるべきことをやつてないからなん、地方自治体がみずからや

りたいこと、単独事業をや、そして地域住民に十分地方自治体としての奉仕をするということになれば、財政的にはいま非常に不十分さがあるのだということを一貫して言つていたわけでしょう。それを、貸した六百九十億を返せと言わないほど地方財政に余裕のある事態というのは、どういうことなんですか。自治大臣自身がそういうことを考へておいでになるのですか。

○野田國務大臣 私は、林さんが言われたとおり、地方財政は決して豊かではない。したがって四十五年度でもって地方財政を満たす財源として、やはり四十五年度に全額を加算する、そういう見通しをすべきだ。しかし、私どもがよく言つております自主的な年度間調整というものがありませんから、その時点において財源と財政需要とをならみ合わせてどうするか。しかし、いずれにしても今日の地方財政では、四百五十億円にたいして百五十億ずつ返すということではなくて、四十五年度でやはり一度に加算すべき事態が当然予想されると思つたから、法律の中にもそういうことを明記してあります。

○林委員 幾ら聞いておつてもわかりませんので、次へ移ります。

大蔵省の秋吉さん見えていますね。この覚書を御存じでしょう。ここに、覚書の第一項、さつき大臣も幾度か言つておられるのが、「別途地方交付税の年度間調整の措置を検討する。」とありますね。これはどういうことだと思つておられますか。

○秋吉説明員 過去におきまして、いろいろ交付税率の問題につきまして大蔵省と自治省の両当局の間において議論があることにつきましては御案内のとおりでございます。今後はそういった交付税率の変更の問題についての議論よりも、むしろ、地方交付税の年度間調整について検討を要する問題があるのではないか。と申しますのは、地方交付税が現在三税に基づいておる形になつておりますから、どうしても景気の動向に応じてまして激しい変動を生ずる仕組みになつておるわけでご

ざいます。これにつきましていろいろな面から、やはり地方財政の長期的な健全化という面からいたしまして、その他いろいろな面からいたしまして、問題のあるところをごいまして、そういったきわめて常識的な考え方のもとにおいて、この地方交付税の年度間調整について検討したい、こういうことでございます。

○林委員 そうすると大蔵省の事務当局の考え方は、要するに三税に対する三三三、この交付税交付金ですね、この全体について国の財政情勢やあるいは地方財政の歳入の伸びや、いろいろ勘案してこれを調整していく、こういうお考えなんですか。（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）いや、そうじゃないと言つたつて、そう答えておるじゃないか。

○秋吉説明員 先ほど申し上げましたように、年度間調整についての常識的な考え方があるのでありまして、これをいかなる形において、どういう方法で年度間調整の目的を果たすかということについては、今後自治省と私のほうで十分検討したいというところで、したがつて具体的な内容というものはまだ持ち合わせていないわけで、今後検討したい、こういうことでござい

○林委員 そうすると年度間調整というのは、国の財政とのならみ合わせでの年度間調整ということですか、はつきりいへば。

○秋吉説明員 それはいろいろの見方があるかと思ひます。もちろん地方財政自身における長期にわたる健全化という面からくる年度間調整という見方もあります。それからまた、先ほど国と地方を通ずる財政運営の面からの年度間調整という御指摘もございました。それからまた景気の動向等ならみ合わせた景気調整機能からくる年度間調整、このいろいろな意味の年度間調整があるわけでございます。どれというところでなしに、そういう年度間調整についてひとつ総合的に今後自治省との間において大蔵省といたしましては検討したい、こういう考え方でございます。

○林委員 大臣、ひとつあなたの考えを述べていただきたい。このあなたの書いた覚書の中にある別途年度間調整の措置というのは、どういう措置ですか。

○野田國務大臣 それはしばしば申し上げておりますとおり、地方財政の状況を見て自治省が自主的に財政の状況を判断し、その上において自主的に調整していく、こういうことでございます。

○林委員 自主的に何を調整するのですか、交付税交付金を調整していくのですか、何を調整するのですか。

○野田國務大臣 つまり地方財政は御承知のとおり交付金、地方税、国家の補助、こういうものが総合的に地方財政の基本になつておりますが、やはり財政状況によりましては、特に地方税が伸びるか下がるか、これは景気の動向によつて相当変更があります。われわれはまだ将来相当地方税は伸びていくと思つております。同時に交付税も御承知のとおり景気の動向によつて、そのときの国税三税の税金でございますから、相当の変更があるわけでありまして、これらを勘案して、そのときの財政事情を見て、つまり相当その年によつて財政需要を満たし、さらに必要なときはすべて財政を使う。財政事情によつては、その年地方財政に入つた金を全部使う、これは当然のことですが、しかしいまわれわれの考へておることは、地方財政の健全化という立場からすれば、相当な余裕のあるときはこれをたくわえて、余裕のない場合も予想されるから、その場合にはそれをつまり調節していく、そういうふうな財源の一つの運営をやつていく、そうしてできるだけ地方財政の健全化をはかる、こういうことでござい

○林委員 そうすると特別会計が何かでも設けて、そこへ交付税交付金をプールしておいて、そこで三三三ずつ取るけれども、あるときは全部やつたり、あるときはやらなかったり、そういう会計にするということですか。それでいいです

か。

○野田国務大臣 私は実は、林さんの言われるとおり、これは特別会計にしたいと思っております。大体あなたの構想と同じですが、これは要するに四十四年度におきましては、あなたも知っておられるとおり、毎年毎年税率を引き下げていくというのが大蔵当局の希望でございます。これはできないということから出て、しかも交付税は固有の財源である。きのうの委員会でも、大蔵大臣がここに出席した場合に御質問がありまして、これに対して、地方交付税は地方財政の固有の財源でありますという明快な答えをやはりいたしております。この取り扱いにつきましては、私も林さんと同じように、これはどうしてもやはり特別会計に持っていきたい、こう思っております。今後ひとつ大蔵当局とも話し合つて検討したい、こういう考え方を持っております。

○林委員 言うまでもなく、各地方自治体が、それぞれの年の剰余金があれば来年度に繰り越したり、そういう年度間調整は各自自治体は独自でやっておるわけです。これはいまの法制の中でもできることでしよう。そういうことでなくて、あなたの考えとしては、交付税交付金は特別会計にして、地方財政全体のにらみ合わせから、それをあるときには全額渡したり、あるときは余裕があるからといってチェックしておいたり、そうしてそこを安全弁にして地方財政の運営をはかつていく、こういう考え方はどうか。あなたはそういう考え方はどうか。もう一度はつきり答えてください。

○野田国務大臣 つまり、大体考え方としてはそういうふうですが、具体的にそれをどう持っていくかというところは、これから検討していきたいと思っております。まだ具体的なものはできませんから……。

○林委員 どうもおかしな答弁になってきたですな。

大蔵省、それでいいですか、いまの自治大臣の考えで。

○秋吉説明員 年度間調整の段階につきまして

は、いろいろ段階があろうかと思ひます。また、いろいろの角度からこれをながめた場合には、いろいろの問題がありますが、まず一つは、一般会計から交付税及び譲与税特別会計の繰り入れの際における年度間調整、それが一段階あります。それからもう一つは、特別会計の段階においての年度間調整、それからたゞいま御指摘のございましたように、地方公共団体の末端の各団体ごとにおける年度間調整、この三段階があると思ひますが、いずれの年度間調整の問題として解決するかというところにつきましては、今後の検討問題でございます。

○林委員 どうもおかしいですけども、ぼくは、年度間調整というのは、地方自治体が独自の財源をそれぞれ調整する権限がありますから、そのことを言っていると思へば、大蔵省のほうは、何か国の一般財政との間で調整をしていくという意見であつたり、あるいは自治大臣は特別会計構想を発表されたりしているわけですね。これは非常に重要な問題だと思ふのです。自治大臣の言うようなこと、大臣がごしの財政はこうだといつて、当然、地方自治体にやらなければならぬ金をチェックして、会計のほうへプールしておいて、それを安全弁にして使ふなんというところは、それこそ自治大臣にそんな権限あるんですか。どうも、それはできないはずですがね。

○野田国務大臣 つまり私の考えは、あなたのとおっしゃる特別会計をつくるかということと、それから先ほど言われた、自治体がおのの自主的な調整をする、そこでいま検討いたしておりますが、私は、もちろん特別会計をつくるということになりまして、これにいろいろ関連いたしてまいりまして、そういう問題についてまた法律なんかということも考えますが、いまの段階ではそういうことを検討している。どれが一番——私のねらいは、地方財政が常に脅かされないで、安全で、しかも健全に持っていくことが私の使命でありますから、やり方は、それはみんなお互いに議論をし合つて、一番いい方法をとる。だから、一

つの案としてはそういう特別会計の案がある。しかし、いま検討している。それでなければいかぬということでもないし、つまり目的はもうはっきりしておりますから、どうして地方交付税を——これは、きのう大蔵大臣も山口さんに答弁しておられるように、固有の財源だということを明瞭に答えていたしております。しかし、その固有の財源を、つまり覚書によつて、今後当分の間は税率に触れない、これはきのうも発言しておりますけれども、いろんな特殊の事情が起ころぬ以外は、これはもう税率に触れない、そこまで固めてきたわけです。この後は、この固有の財源をどう有効に、効率的に、しかも地方財政の健全化のために使うかということが、自治省をはじめみんなの考えることであるから、それに対していろいろの案が出てくると思ひます。林さんの言われるような案がよかつたらそれをやる。あなたが地方財政に渡せと言ふなら、それはまた一つの案であらう。

〔委員長退席、保岡委員長代理着席〕
何もここで私は固執することはない。一つの案として、特別会計案といふものは前からありますから、特別会計案をつくらば、それをどうするか、特別会計をどう運用するか、こういうことが一つの大きな問題だと私は思ふのです。だから、根本的には、特別会計をつくつて、そこでもつてすることにきめたということではなくて、そういうことも一つの案であるし、同時に、現在のところ、地方自治体が自主的に調整するということと、これが一番地方財政の健全化のために、いわゆる自主調整をやつた方がいい、こういうことになる、それがいいし、しかし、いずれにしても、基本的な、交付税をどうしても固有の財源であるということに確立するためには、一つの特別会計にほうり込んでおいたほうがいい、安全だということ、非常に今日までいろいろ議論があつたのでございますから、その特別会計でチェックする、チェックしないは第二の問題であつて、できればそうしたいというのが自治省でも前から希望していることでございます。だから、その運営に

ついては、それはここでもつてまだ検討中でございますから、どの方法が一番地方財政の健全化のためにいいかということをお考へるのが私は当然のことじゃないか、こう思つております。

○林委員 大臣のおっしゃる通りに、地方交付税がやはり自治体独自の財源である、したがつて、自治体の自主性によつてこれは運用されるべきものだということをお考えだとすれば、何でこの覚書で大蔵大臣との間にそんなことを取りかわしなければいけないのですか。それはあなたの独自の権限で、何も大蔵大臣からあれこれ言われることはないでしよう。あなたが大蔵大臣との間でこういう覚書をつくつたということは、やはり三二%の交付税交付金全体を国の財政との間でそれぞれ調整をし合うということをお約束したんじゃないですか。そうでなければあなた、こんなあたりまえなことを何で大蔵大臣と覚書を取りかわさなければならぬのですか。〔確認だよと呼ぶ者あり〕確認なんて、何も大蔵大臣から確認してもらふ問題でないじゃないですか、こんなもの。なおわらないですよ。

○野田国務大臣 どうも私は、あなたの御質問の趣旨がわかりませんが、いままで地方交付税は、つまり国税の三税からこちに入ってくる金であるというところで、大蔵当局は、これは国の財政の情勢によつては、まあことしはうんと税金が入るから少し税率を下けたらどうだ、これが大蔵省の何年か続いた意見であるし、現に四十四年度の予算編成でもそういうことが申し込みがあつた。そこで、交付税の基本的な地方財政の固有の財源というところが固まっていなかったんです。そこで、これはどうしても固めなくちゃいかぬということが一つ、それから、その大蔵省の主張というのも、いまお話もありましたとおり、国のつまり景気の動向によつて相当左右されてくる。したがつて、その意味において、交付税に対しても調整を加えてもいいんじゃないかという意見も大蔵省にある。それじゃ違ふ。これは固有の財源である。しかし、地方財政の健全化のためには、地方

自治体が自主的に判断して調整するということもはつきりしております。こういうことなんです。だから、私は、よいことをしたのじやなくて、これは税率の安定約束に伴うて、さらにその安定した固有財源は今後地方財政の健全化というためにはどうしていくか、それは自主的に調整した方がいいだろう、こういう考え方であります。

○林委員 細郷さん、あなたの考えをちょっと述べてください。この覚書の、別途地方交付税の年度間調整、あなたはどのような意味にとっておりますか。

○細郷政府委員 先般来お答えしておりますように、地方財政の計画的な長期的見通しの上に立つて、必要あれば年度間調整をしたい、そういう考え方のもとでこれから具体案を検討することでありまして、中身についてどういうことかは申し上げかねますが、先ほど来大臣が申し上げておられますように、自主的な立場で年度間調整ができる方法を考えたい、こう思っております。

○林委員 私の質問に対して、あなたもそういう答弁をこの前、昨年の十二月にしております。「いまの段階では具体的な話にあがっておりませんで、やはり財政制度審議会等で非常な議論があったところでもあります。この点については、私どもは、地方団体の自主的な年度間調整ということによって処理すべきものである、こう考えております。」

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕
「地方団体の自主的な年度間調整」とあなた言っているのですよ。そうすると、地方団体の自主的な年度間調整をするというのに、どうして大蔵大臣との間に覚書を自治大臣がかわさなければならぬのかというのかわからないのです。これはもういまもこういう制度はあるし、このことは地方自治体はやっていくわけなんですから、それをどうして覚書でかわさなければならぬのか。これはやはり大蔵省側の答弁しているように、いろいろの段階が考えられる。その一つの中には、それは地方団体の年度間調整ということもあるかもしれ

ませんけれども、国の財政との関係での年度間調整ということも考えられる、あるいは自治大臣の言うような特別会計構想というふうなものもあるというところで、あなたが私に答弁したこととまた事態が違ふ事柄になっているじやないですか。大蔵省の考え、それから自治大臣の考えは、あなたが私に言った「地方団体の自主的な年度間調整」という構想が一つの考えであつても、この覚書の中にある年度間調整というのはそればかりでないというところを各関係者が答弁してありますが、どうですか。

○細郷政府委員 私は、やはり地方財政も以前と違つて、どのようにして住民の要望する行政施設水準を引き上げていくかということに重点を置くべき時期に来ておると思ひます。そういう場合、いろいろな施設の水準引き上げについて、その年の年の財源の状況だけで行き当たりばつたりにやるよりは、やはり長期的な見通しのもとに計画的にやる必要があるじやないか、財源総量について、そういう配慮のもとに年度間調整ということも必要があるだろう、こういう考え方から立つてこの問題に当たつてまいりたいと思つております。

○林委員 そうすると、あなたの言われた「地方団体の自主的な年度間調整」というのは、きょうのあなたの答弁を聞いてみると、それは従来も行なわれた地方団体の独自の自主的な年度間調整ばかりではなくて、たとえば特別会計というふうな構想で調整をする、あるいは国の財政との関係で調整していくという、地方自治体から一つ上の次元での調整という構想になつてきていますわけですか。

○細郷政府委員 個々の団体が年度間調整するということは当然のこととございまして、これを私は否定しようとは思つておりません。私のいま申し上げておきますのは、さらに地方財政全体として申し上げておきますのは、たゞ道路にいたしてもそれぞれ施設水準が低い、これをどこまで上げていくかということについてはやはり一つ一つのめどを持つ

たほうがいいのじやないだろうか、めどのもとに、それぞれの団体がその行政に依つて、そのめどどおりでなくても、それ以上にやつたり少なくなつたり、あるいはその年によって、災害があつたので年度間調整をするという、個々の団体の年度間調整は従来どおりあつてもかまわないと思ひますが、私は全体として少なくともこの地方財政、相当大きな財政規模でございまして、その中に住民の求める水準を計画的に、長期的な見通しの上に立つてだんだんと手配を、財源措置をしていくことも私は考えていい時期じやないだろうかというふうな気持ちを申し上げておるわけでございます。

○林委員 もっと具体的にお聞きしますが、そういうあなたの構想、財政上の制度としてはどういう制度であつたのいま言った構想が行なわれていくということなんです。要するに大蔵省側の年度間調整というのは、少なくとも二、三年の年度間調整ということになれば、四百五十億の借り上げ、六百九十億の借り上げ、少なくとも地方財政が財政力が総体的に伸びてきたから、財政硬直のおりから、中央財政から地方財政へ援助を求むるという形で年度間調整が行なわれている。まあ自治大臣は特別会計構想をもつて、それでそこを安全弁にして運用していきなさいと言つておる。あなたのいまのお考えを財政的な制度として運用する場合はどういう制度になるのですか、もう少し具体的に説明していただきたい。

○細郷政府委員 どういう制度がいいか、それを実は検討いたしておるわけでございます。かつて、御承知のように配付税時代には、前年の配付税総額の一割超はやる、一割減は補てんをする、こういったような調整制度が法定されておりました。そういったことも私はやはり年度間調整の際には参考にすべきものだと思つておりますが、けさほど来出ておられますような財源保障というふうな考え方に立ちますと、それに加えてやはり長期的な計画的運営の財源をどう年度間調整をしながらはかつていくかという必要があるうか、

こういうふうにして、そういう角度で研究すべきだろう、こう思つております。

○林委員 それはまだ少なくともあなたの「これはあなたが最高の政治責任者でないのですけれども、あなたの構想自体がまだ制度的にも固まつておらないのに、何で自治大臣が大蔵大臣と覚書でそういうことを書かなければならぬのですか、いまの段階で、そんなことはもう少しコンクリートしてからやつてもいいことではないですか、少なくとも自治大臣と大蔵大臣が覚書で年度間調整を検討する以上は、もう少し具体的な直接的な影響があるから覚書でこういう条項を入れたわけでしょう。何であなたこういうことを入れたと思ひますか。そんなことをつかみたくない、具体的にまだ制度も何ら考えておらない、少なくとも自治省の事務的には財政の最高責任者が、まだどうやっていか制度的にもわかりませんんていうことを、どうして大臣同士がこで覚書としてかわさなければならぬのですか。どういふ事情があつたんですか。あなたが見たところではどうなんでしょうか。これは大臣がやつたんだから私は知りませんと言へばそれまでですが。

○細郷政府委員 そういう年度間調整措置を検討したらいじやないかということ、検討するといふ約束をしたわけでございます。

○林委員 いじやないかという程度で覚書をかかずなら、幾らでもあるじやないですか、これはいじやないかあれいじやないかというところで、大蔵大臣と自治大臣との間で覚書でやるとすれば、特にあなた地方財政の運営について五項目で、五項目に上つたのですよ。しかもそれぞれが非常に具体的な問題です、国鉄の納付金の問題にしても、たゞ専売納付金の問題にしても、あるいは六百九十億の借り上げの問題にしても、その中でうたわれているのが、いじやないか、そんなことを検討してみようじやないか、いずれ何とかやろうなんというところで、覚書をかかずんですか。これだけは非常に雲をつかむような話だが、いじやないかということをやつたという

んですか、自治大臣。まことに驚いた大臣同士だと思ひますが、それでいいんですか。

○野田国務大臣 大蔵大臣がきのうここで答へておりましたこととおわかりと思いますが、やはりいま大蔵省の政府委員からお答へがあったように、大蔵省は大体私と覚書を交換するその時点までは、いろいろ景気の動向によってやはり国も地方も調整しなくちゃいけない、まあ年度間の調整その他についての考えがあったと私は思っております。これはこの際、地方財政を守る私どもとしては、この間のことをはつきりしなければいけません。それにはまず、これは先ほどもう何べんもお話ししたことでありますが、いまの税率の問題その他、具体的にたまたまばこの消費税の問題でも、これを専売益金でなくして消費税にする場合は、地方にいままで入っておったたばこ収益の額が減つてはいけません、いかなる手直しでも、これを消費税に持つていっても、いままで入っておった金はそのまま地方に入るようにしよう、まあその他いろいろ約束したのでございませう。そこで、つまり税率と固有の財源ということは、いま申しましたとおり、おそらく国会にも初めて大蔵大臣は言明したと思ひますが、そういう考え方が——固有の財源であるかどうかということが、大蔵当局にはなかなか今日まできまらなかった。これは事実であります。そこで私も、おそらく林さんにもお答へしたと思ひますが、私は最初から地方交付税は地方財政の固有の財源である、この立場を堅持するということと一貫してまいりましたから、その点でこれは固める。今後は一切税率の問題も触れない。それで大蔵省は、調整はいろいろ考へておられますけれども、調整は、つまり年度間調整は私のほうでやるんだ、こういう気持ちでそういう覚書に入れて、それから地方自治局長が申しましたとおり、これを調整機関としてつくるわけじやございませぬ。私の言う特別会計というものは、税率を確保した以上は、当然大蔵省も、大体三税の三二％は地方

にいくものだということが確定したのでございませうから、これはその当時、委員会のほうからいろいろその点についての御希望も私聞いておりますから、特別会計に持つていったほうが一番安全だ——別に年度間調整をするために特別会計を設けるといふのじやございませぬ。当時から私は、できるだけは特別会計に持つていくべきだといふことは、臨時国会でも予算委員会ではしばしば自治省の考え方を明白にいたしております。だから、その特別会計に持つていくということが税率の確保であるし、交付税が地方財政の固有の財源であることを、さらに形式においても、実質においてもきめるには、特別会計にいたしたほうが一番いいんだ、これが私どもの一貫した考え方で、そういうお答へをずっとやつております。

調整ができるから、そこでやるような案も考えることもあるかもしれませんが、何もそこでやらぬほうがいい、やはり地方団体において年度間調整がいいといへば、私はただ地方財源を守りさえすればいいんですから、これを健全化し充実するが私の使命ですから、何も一々技術的なことに拘泥しようと思つておりません。

特別会計というのは、当時もうほとんどの委員からの御希望でありましたから、私もそれをやりたと思つておりましたから、この際はまず税率の確立、それから交付税が固有財源であるということとを明確に握つてしまふ、そのあとは技術的な問題であつて、特別会計になくてもしても、固有の財源である以上は入ってきます。しかし、さらに特別会計をつくつたほうが実質的にも形式的にも、また運用上も都合がいいといふことなら特別会計といふことを一つ考へていい、こういうことです。これは当時の、いろいろな委員会の空気に、その他をならんと非常に明瞭にわかつてくると思つております。

○林委員 この問題は、いつまでやつておつてもこの問題だけで時間がかかりますが、決して税率を下げさせないといひますが、当分の間、相互に、変更を求めることをしないといふことで、こ

れは自分の覚書に書いてあるわけですね。当分の間だけでですか、また、あなたもいつまで大臣をやつていられるかどうかかわからないわけで、この覚書はあなたが大臣である間だけの効力ではなからうかという心配もあるわけですね。

そこで、あなたのいう特別会計構想でいつて、もしそこにブルをいれて一定の余裕が出てきたといふことになるれば、今度は一般財政のほうから、特別会計にある程度余裕を持つようになつてくるから、三二％をひとつこの際三〇％にしてもいいかとか、あるいはそこから借り入れをしていれないかとか、その特別会計と一般財政との間のそれこそ年度間調整、そういうことは考えられませんか。これで私はこの問題の質問を終わります。

○野田国務大臣 林さん、いろいろ勘ぐつて、先のことかどうなるかといへば、いろいろ理屈はつきましようが、私の姿勢というか、自治省の姿勢というものが、この交付税は固有の財源であつて、大蔵省は一切この税率問題には触れないという原則を立てて——これは覚書ばかりでなく、大蔵大臣は二回か三回委員会でも明瞭に答えて、また、きのうはこの地方行政委員会でもさらに確認し、さらにはつきりとお答へいたしております。

そこで、特別会計の意見というものは、これはつまり地方財政を御心配願う皆さんの異口同音のお気持ちがこの中に出てきておつたことも事実であります。私も、なるほど税率が確立するせぬといふことは一番大事であるが、同時にこれは、特別会計にいくことがやはり地方団体から考へても非常に安心するだろうし、まあそういう特別会計ができればいいんだ。いまの時点におきましては、必ずしも特別会計ができなくても、三二％に触れない、これは固有の財源だといふことを大蔵

当局の最高責任者が明言いたしておりますから、私もやはりそれを信頼する以外にありません。私はもちろん二年も三年も——何年やるか、そんなことはあなたの御存じのとおり、続けてやるといふようなことは考えられせんけれども、

しかしまあ、おそらく地方交付税始まつて初めて、大蔵大臣として固有の財源だといふことの明瞭な答弁をしたと思ひます。私はそれを信頼しております。

そこで、必ずしもそれが特別会計をつくらなければ税率があふないかといふことは——税率があふないかといふところに特別会計がきたんです。その話は林さんよく知つておられると思う。しかし、税率が固まつて、触れないとなれば、ここで一応疑問のある特別会計はつくらぬほうがいいといふことになれば何もつくらぬでいいし、一つのこういうことを考えるかといふことから、さらにこれをコンクリートするためには、特別会計をつくつた方がいいかもしれぬという、さらに財政の健全化とか安全化といふことを考へての意見でございませう。そこで、将来いろいろなことがあるんじゃないかといふ御心配は、それは地方財政を思つてくださる、こういうものは非常にありがたいのですが、而大臣が正式にいわれる覚書を交換した上に、さらに地方行政委員会に出向いてそこで明確な答弁をして、私がいままで言つておつたことについて、完全にそれを通してくれたといふのですから、それ以上いろいろ疑つておりますと切りがないこととあります。

もう一つ繰り返して申し上げますが、今後は年度間調整は自治省が自主的にやるといふこと、これもきのうの大蔵大臣の発言にも出ております。はつきりと自主的にやることであります。それ以上疑いませうと、これは人間のことで切りがないこととございませうが、私どもの姿勢というものは一貫して貫きたい、こう考へております。

○林委員 それでは次の問題に移つていきますが、これは大臣でなくしていいのですけれども、四十二年度の基準財政需要額が幾らであつたか、決算額が幾らであつたか、その数字が出ていますか。

○細郷政府委員 四十二年度の決算額は五兆九千二百六十三億、歳入の面の決算額であります。そ

れから四十二年度の普通交付税の基準財政需要額は二兆四千九百九十一億四千四百円でございす。

○林委員 そうすると、これは交付税の基準財政需要額が二兆四千億若干、それから決算額は五兆九千億何ぼということになりますと、約倍以上に

なっていますね。これはどういうことを意味しているわけですか。実際は単位費用を算情に合わせるというけれども、その矛盾がこういう数字で出ている、こういつていいんじゃないですか。だから基準財政需要額で計算したものの倍以上のものを実際は必要としている、こういう数字と見ていいんじゃないですか。どうでしょうか。

○細郷政府委員 基準財政需要額で保障いたしすのは特定財源を除いた一般財源相当額でございす、いま申し上げたような。

○林委員 じゃ、基準財政需要額で見た特定財源のその決算額はどうかお聞きしますか。

○細郷政府委員 四十二年度の歳入決算で見ますと、都道府県の一般財源の計が一兆八千八百五十二億円、それから市町村分の一般財源の計が一兆三千四百億でございす。したがって、合計いたしますと一般財源は三兆一千億余りになります。これは歳入の一般財源決算でございす、基準財政需要額は先ほど申し上げたように二兆四千億、こういうことでございす。

○林委員 そうすると、約七千億近くのもの、これは地方自治体が基準財政需要額では足りないというところで、みずからの財源で埋めていた、こう見ていいですね。これは基準財政需要額の部分の決算を聞いていますから。

○細郷政府委員 一般財源は、いま申し上げましたように三兆一千億余りございす、交付税の算定の際は、御承知のように地方税につきましては八割あるいは七割五分を算入いたすわけでございす。したがって、需要として出てまいりますときには、交付税額プラス税収の八割ないし七割というものが需要に反映いたすわけでございす。ところが、当初見込みで税収見積もりをいたしまして、年度途中で税収自身が自然増収

することがございす。特に四十二年度は税収が非常に自然増収いたしております。そういった結果、決算は三兆一千億になっておるのに対してや必要のほうがかさ目になる、結果的にそうなるということでございます。

○林委員 いまの計数を、いずれにしても基準財政需要額をこちらに言っているわけですからね。補助金、助成金のほうのことじゃないのですから。要するに、自治省が見た基準財政需要額に対して、実際は幾らかかっていたんだという計数をここから出そうとして、いまあなたに私は聞いておるわけなんです、その観点の数字が出てこないと思いませんか。

○細郷政府委員 基準財政需要額の決算額という観念はないわけではございまして、それを比べようとしたとき、地方団体がいろいろの歳出をやりましたときのその財源のうちの一般財源分をもつて基準財政需要額と比較するのが一番近い数字かと思ひます。それでまいりますと、いま申し上げたように一般財源は三兆一千億、基準財政需要額は二兆四千億でございす。その間約七千億開いておりますが、基準財政需要額を計算するときには、地方税については府県八割、市町村七割五分で計算をいたしますので、その分だけ引いてみないといけません。そういう考え方で申しますと、これは府県、市町村分けて計算する

といわけでございますが、三兆一千億の中には地方税が二兆一千億ございす。大体これの七割五分、両方通算して七割六、七分になるだろうと思ひますが、その計算でまいりますと、これが一兆五、六千億になると思ひます。基準財政需要額に見合うべきものは、それに交付税、譲与税を加えますと二兆五、六千億になるかと思ひます。したがって基準財政需要額で二兆四千億見ました

が、それが結果において決算上から逆に見ると二兆五、六千億の需要額を見てもよかつたじゃないかというところになるかと思ひます。ただし、その差は年度の途中で生じた自然増収分でございすので、交付税のほうは当初のほうに算入をいた

しますから、その分だけが追加の財源となって地方団体で使われておる、こういうふうに見ることができると思ひます。

○林委員 財源がどういふところから出たかは別として、単位費用をその算情に合わせるという立場から計算した基準財政需要額と実際の決算額との間では相当の開きがある。それは自然増があつたからそれで埋めている。それは、たまたま自然増があつたから埋めたかどうか知りませんけれども、あるいは超過負担になっているかもしれない。

そこで私、これは一例を申しますと、長崎市の道路の数字が、私のほうの陳情に出ていたのですけれども、維持補修は算定されたものと決算を比較すると、決算を一〇〇とすると基準財政需要額として算定された額はその三四四しか計算されてない、こういう数字が出ておるわけですね。だから、実際はその三・一、二倍かかっている。さらに延長分に至ると、算定された額は決算額の一三〇で、約七・四倍の実際の費用がかかっている。

これは長崎市の市道についてこういう数字が出ておるわけですが、自治省としては、こういう事態について事実をどう把握しているか、あるいはこういう矛盾についてどう考えているか、自治省の考えを聞きたいと思ひます。

○細郷政府委員 道路費は、御承知のように府県はおおむね財政需要額ととんどの使い方をいたしております。市町村の道路費については、従来から需要額は少し小さ過ぎたわけでございす。しかし、いまお話しのように、三分の一というものは私はあるいは特定財源も入つての比較じゃないかと思ひますが、少し小さ過ぎるように思ひます。少し需要額が小さいとは思ひますが、せめて七割か八割はあるかと思ひますが、もちろん一般論でございすから、個別には特殊なその年の事情があつたかもしれせん。そこで、そういう意味で今回は市町村の道路の需要額を実はふやして

いておるわけでありす。○林委員 そこで、道路問題が出たのでお聞きし

ますが、市町村道の整備状況で、改良率と舗装率はそれぞれ何%になっていすか。数字がわかりますか。

○細郷政府委員 白書にも載っておりますが、四十二年度末で市町村道は舗装が五%、改良が三・五%でございす。

○林委員 そこで四十二年度中に支出した市町村道路の改良費はどのくらいで舗装費はどれくらいにかかりましたか。

○細郷政府委員 市町村道で、四十二年度中は改良で三百三十三億、舗装で三百九十八億でございす。

○林委員 そうすると、改良費で約三百三十億、舗装費で約四百億ですね。それで改良された率は何%ですか。それから舗装された率は約何%ですか。これも出ておるはずですね。私のほうにも数字がございす。

○細郷政府委員 改良率は〇・五%、舗装率は〇・七%上がりました。

○林委員 そうすると、市町村道の改良率を%高めるには三百三十億の約二倍の金額。それから舗装率を%高めるには、〇・七%で四百億ですから約六百億の財源が必要だ。そうなりますと、これを五〇%、結局半分まで舗装するには一体どれだけの財源が必要になってくるわけですか、改良と舗装で。

○細郷政府委員 五〇%まで高めるとした場合二兆六千億ということでございます。

○林委員 これは数字のことですから、お互いに知っている数字を聞き合つてもしょうがないから、もう私のほうで結論を言ひます。結局、改良率を五〇%にするには、いま一二%ですから三八%高めなければならぬ。そうすると、%について七百億ですから、二兆六千六百億ですね。それから舗装率はいま五%ですから、五〇%にするには四五%高めなければならぬ。一%六百億ですから二兆七千億。そうすると、両方で五兆三千六百億という金額が出てくるわけですね、一%ずつ高めて五〇%にするのですから。

そうすると、四十二年度の改良費、舗装費が七百三十億ですから、五兆三千六百億を七百三十億で割りますと、七十年から八十年という数字が出てくるわけですね。だから市町村道の五〇〇を改良、舗装するにしても約一世紀近くの年代がこのままではかかる。こういう中から、地方財政が豊かだとか豊かでないとか——豊かでないというのは私たちの立場ですが、そういう問題がこれ一つからでも出てくると思うわけです。したがって本年度の改良率と舗装率は幾らで、これをどのくらいの予算と見えていますか。

○細郷政府委員 今年度は二千億ほど計上いたしました。これによりまして改良率が一〇、舗装率が一・五％上がることを期待しております。

○林委員 結局改良率で一三％前後、舗装率で五・何％になる、そういう考えでいるということですね。地方財政の実情がその一つでもわかりました。

その次に、非常に簡単なことから聞いていきますが、土地基金の問題です。これは問題点だけ聞いていきたいと思いますけれども、当分の間地方交付税で見ると、この当分の間というのはいつまでのことをいって、当分の間が過ぎるとどうなるのですか。どういう構想をお持ちですか。

○細郷政府委員 今回御提案申し上げておりますのは、四十四年度だけ臨時の単位費用で見たい、こういうことでございますが、私どもの気持ちとしては、少なくとも二、三年はこれを続けてまいりたいと思っております。

○林委員 これは都道府県に分けると、大体多いところはどのくらいになって、少ないところはどのくらいになるのですか。それから、市町村もわかったら数字を出してもらいたい。市町村まで無理なら市だけでもいいです。多いところと少ないところ。

○細郷政府委員 府県は、標準的な県で五億円ぐらいを考えております。したがって、人口の非常に小さい数十万のところだと三億かそこらになるのじゃないか。それから市でございます

が、十万人のところが標準団体になっていきますが、これは一億円ということで一応単位費用を組んでおります。人口が八十万くらいあれば四億くらいになるのじゃないか。大体そういう見当でございます。

○林委員 これは非常に常識的ではつきりしているように思うことなんですけれども、答弁を求めたいのですが、そうしますと、一都道府県で三億から五、六億くらいで、それを全部使って土地を先行取得するといつても、坪何十万というようなところでは知れたものでしょう。それを三三年見るというのですけれども、実際これでは公共団体あるいは地方自治体が土地の先行取得を必要とするものの財源として間に合うかどうか、あるいは、これをケルン、核にしてもっと財源が集まるようなそういう構想があるのか。私はそんなものじゃなくても、考えだけは非常に広大な考えを持っていても、財源的には意味がないように思うのですけれども、それはどうですか。

○細郷政府委員 おっしゃるとおり、ことしだけで十分だとはもちろん私思っております。初めてこういうことをするわけでございます。そこで非常に慎重な扱いをして、ことし限りということは一応法案はお願いをしておりますが、先ほど申し上げたように二、三年続けてみたいと思っております。しかし反面、そういうことを続けながら、将来の公共用地の需要をどれくらいに見ていくかという点も、実はあわせて研究したいと思っております。現在でも建設省あたりでいろいろ荒っぽい計算をしておるものもございます。そういうものもこれをやるときには参考の資料にしていろいろ考えたんですが、なかなかまだ地価のつかみ方がむずかしいものから、きめ手が出なかつたままに実は初年度を踏み出したというわけでございます。そういう意味で、だんだんとこれに手直しを加えてまいりたいと思っております。

○林委員 それにしても、かりに三十万の土地で三億円とすると千坪になりますか、という程度で、どうもこれだけでは意味がないと思っております。

そこで、いま御承知のとおり開発公社というのがあるわけですね。この開発公社と土地開発基金との関係についてはどういうふうに考えておりますか。これとはどういう関係になると思っておりますか。

○細郷政府委員 現在ございます他の土地の先行取得の機関なり資金源というものは、私はこれをすぐ断ち切らずにそのままにしておきたい。むしろそういうのと何本立てでさしたてたい。むしろもう一つのこと、開発公社等を持つていくものについても、私のほうでこの土地基金ができたからどうこうということとは指導しないつもりでおります。

○林委員 御承知のとおり、開発公社は、自治体が出資をし、人事も深いつながりを持つ、そういう地方公社が非常に多いわけです。ことにその中でも用地取得、造成を目的とする開発公社が非常に多くなつておるわけです。この中には民間の資金も入つておるわけです。

そこで、この土地開発基金について自治省のほうも、将来は一般会計の剰余金や基金の運用から生まれる収益を投入して、基金のワケを広げていくという一応の説明はしているようですね。しかし、これは地方財政の状況から見ると、全くその保障がないので、これは結局この基金がいろいろの關係で民間とも關係を持ち、地方自治体と人的なつながりを持つ開発公社とのいろいろの因縁關係が出てくるということは考えられませんか、この基金の運用關係が。

○細郷政府委員 ちょっとお尋ねのねらいがよくわかりませんが、基金の運用管理は地方団体みずからがやるということでございますので、開発公社とは直接關係が出てこないと思っております。

○林委員 そうすると、土地開発基金を開発公社が借り受ける、要するに土地開発基金の運用を開発公社を通じて自治体のインシアで行なう、そういうことも考えられるんじゃないですか。そうすると、この基金と開発公社とのいろいろの因縁關係がそこから生まれてくるんじゃないか。ところ

が、開発公社というのは、これはいま一番各自治体で伏魔殿になっておるわけですね。そこへの資金源としてこれが流入されていかなければならぬかというのを私は質問しておるわけですね。

○細郷政府委員 基金の運用にあたってどういふことをやるかということとは、地方団体の自主的な判断にまかせたいと思っておりますが、私どもとしては、開発公社等はその資金を貸し付けたり、あるいはそこに委託をすることも差しつかえないと思っております。

ただ、先ほど御指摘のありましたように、今回のこの程度の措置ですと、なかなかそのまでの余裕があるいは実際にはないんじゃないかという気がいたします。

○林委員 いま私も申しましたように、この土地開発公社というのは、いま地方自治体で非常に伏魔殿といわれるほどのいろいろの問題が起きている組織なんですけれども、これとの關係を、大事な税金を原資とする交付税で流れ込むということについては、自治省としても、あるいは地方自治体としても考えていかなければならぬ問題ではないかというふうにならぬ心配されるのですけれども、それはどうですか。

○細郷政府委員 その辺は問題がないようによく私どもも氣をつけてまいりたいと思っております。

○林委員 最後に、投資的経費と経常経費との区分けの問題ですが、これは同僚議員からも質問があったのですけれども、交付税法の三条二項との關係については、自治省としてはどういうふうに考えていますか。

○細郷政府委員 投資的経費と経常経費を区分けいたしましたのは、算定の技術的便宜あるいは簡素化ということをねらいたしたものでございまして、従来ありました単位費用の内容を分けたにすぎないわけでございます。したがって、特に御指摘の第三条第二項には何ら抵触しないものと思っております。

○林委員 そうすると、一つの指標としてこういう区分けをしているのであって、必ずそのとおり

にこれが使われなければならないという、交付税法三条二項の条件または使途の制限というのにはこれは当たらない、こういう説明ですか。

○細野政府委員 そのとおりでございます。

○林委員 そこで、これは都市計画費でなければ、これも私のほうも資料を持っています。それから持っているかもしれないが、昭和四十三年度の都市計画費の消費的経費と投資的経費、人口一人当たり幾らになっていますか。わかりませんか。これは前からそういう計算をしているわけですか。

○横手説明員 昨年度におきましては、実は現在消費的経費、投資的経費の区分けをした資料を持ち合わせておりませんので、それらを合わせました都市計画区域における人口一人当たりの額を申し上げますと、百八十三円でございます。

○林委員 百八十三円までわかっていたら、わかつてはるばると思ひますが、消費的経費が六十三円、投資的経費が百十九円、これを四十四年度の都市計画と比較してみますと、投資的経費が七十五円、投資的経費が百八十二円で、増加率で見ますと、投資的経費が一・九％増、消費的経費が五・三％増、少なくともこれは、都市計画費に關する限り投資的経費が非常に増加率が高いわけですね。したがって、この財政計画の中での投資的経費に非常に重点がかかっている。ここへ非常に重点を入れようとしてこういう区分けをし、そしてそれを指標とする、その方向へ持っていくということが自治省の考えではないだろうか。これは、いろいろの、都市計画法あるいは再開発法等の關係もあって、いま国の重点的政策はそこへいつているわけですね。その性格については私たち独自の考えがあるのですけれども、そういう方向へいくのじゃないですか。非常に投資的経費に重点がかかってきている。これはどういうわけでしょう。

○細野政府委員 今回経常と投資と分けましたのは、経常経費は年度ごとにそう激しい変動がない経費でございますので、その部分は経常経費として別個に抽出したほうがむしろ計算も間違いない

し、それから単位費用としてみても、いままでの単位費用には経常、投資と両方入っていたわけでございます。投資は年々非常に変動的な経費でございます。しかもこれから投資の事業を伸ばしたい、こういうふうに思っておりますので、投資的経費の部分は別個に抜き出すほうが、交付税の算定上も合理性を持つだろうという考えでやったわけでございます。

○林委員 そうすると、念のために聞きますが、保健衛生費の経常経費と投資的経費の区分けがどうなっているか、わかればそれを示していただきたいのです。もしわからなければ、人口一人当たり四十三年度と四十四年度でどのような増加率を示していますか。もし経常経費と投資的経費で増加率がわかれば示してもらいたいし、かからなければ一人当たりでけっこうです。

○細野政府委員 県分の衛生費で見ますと、四十三年度は投資、経常を含めまして五百二十一億円、それが四十四年度は経常と投資に分けてまして、経常部分が五百七十七億円になっております。この投資部分につきましては保健所みたいなものがございまして、それはその他の行政費の中の投資的経費というところに含めて今度計算をいたすようにしております。したがって、その他の諸費で人口による部分は四百五十五円、面積によりましては六万二千五百八十円ということでございます。

○林委員 そうすると、人口一人当たりの増加率ですね、都市計画法のほうは四・〇％増になっておりますが、保健衛生費は、両方合わせたものは一人当たり幾らの増になっていますか。

○細野政府委員 昨年の単位費用、いわゆる人口一人当たりですが、単位費用と比べますと、衛生費という費目で見ますと一・〇・七％の伸びでございます。

○林委員 衛生費が一・〇・七％、都市計画費は四・〇・四％、こういう数字が出ています。そういう観点からいきますと今度のこの区分けのしかたは、結局建設関係では、政府の考えている大

きな企業への地域投資あるいは開発投資としての都市計画法あるいは都市開発計画へ投資するため地方財政をその方向へ導こうとする。農業行政では、政府の考えている農業政策、たとえば農地法の改正というような方向へ地方の財政運用を持つていく。地方交付税法の三条二項には触れないけれども、指標としてこういう区分けをするのだというところは、やはり国の国土計画に地方自治体の財政を寄り添わしていくということも財政的にも考え、したがって地方自治体の独自の見解における単独事業、本来の地方自治体の自主的な事業が非常に制限されることになりませんか。財政の面でも、自治省のほうはこうやって経常経費、投資的経費、それで投資的経費はすべて伸び率をふやしていく。それから、保健衛生費は都市計画費に比べると伸び率が四分の一程度だ、そういう全体の性格から見ていくと、やはり国の大きな行政目的に地方自治体の財政運営の指標としてその方向へ導いていくということになる、財政面から地方自治体の自主性、単独事業への意欲というものを制限することになるように思うのですが、この点は、私これでこの問題は質問を終わりたいと思うので、自治大臣どう思いますか。

○細野政府委員 その前に、恐縮ですがちょっと数字のことですから……

投資的経費を充実したいということは、おっしゃるとおりそういうねらいにしておりますが、その中でも実は単独事業についてかなりふやしておるわけでございます。市町村道あるいは下水、清掃、したがって単位費用のこのお配りした資料を見ていただきますと、たとえば市町村道の延長の単位費用は四三・九％、都市計画の単位費用は四・〇％、そういった伸びを示しております。また社会福祉費等につきましても五七・五％、あるいは農業行政に三・〇％といったような伸びし方を示しておるのをごさいます。投資的経費にウエイトをかけたところというところは確かに御指摘のとおりですが、その中でも単独事業に特に力を入れた、こういう気持ちでやっております。

○林委員 これで私質問を終わります。自治省はそういうことを言っていますが、その単独事業なるものが実質的に単独事業ではなくして、国の施策として行なわれる。たとえば道路行政一つ見ても、幹線道路を中心としての道路投資ということなんですね。あるいは国道事業の裏負担の需要を満たすための、いわゆる形の上では単独事業だけれども、そういった方向へ地方自治体の建設行政を持っていく一つでこれになるように思うのですが、その点自治大臣どうですか。確かに自治省は細野さんの言うような説明をしていることも私知っています。

○野田國務大臣 林さんもよく御存じのとおりで、単独事業に相当重点を置いておられることは、自治省の方針としてもそうですが、いま林さんの御指摘になられておる場所も現実にあるかと思っております。私どもの考え方は、地方地域の住民の皆さんがどれを一番早くやってもいいか、どれを一番早くやりたいかというところを自主的に判断していただく。それに私ども自治省のこれらの計画を当てはめていく、それに対して単独事業、この自治省の考え方は林さんずっと前から御承知のとおりです。いま申しましたように、地方の団体の自主的な判断に沿って、計画を添えていくというのが基本だ、こう思っております。

○林委員 だから、形の上では単独事業という形になっておるけれども、実質的には地域住民が何を望んでいるかという名のもとに、国の国土開発計画、国の高速縦貫自動車道路計画に寄り添う方向へ地方自治体の道路行政を持っていく、そういうことのために、財政的にも自治省のほうの上のほうから指導を強化していく、これがその一つのところになるのじゃないか。地方自治体はやはり独自の単独事業をやりたいという考えを持っていますので、それを育成する方向には今度の経常経費と投資的経費を区分するというやり方はプラスにならないのじゃないか、こういうふうに私たち考えているわけですが。これは時間がもうありませんから答弁はけっこうです。

最後に一つ。これは私のほうで質問する機会がなかったのだ……。地方財政計画の中で警察費の占める割合というのは非常に重大で、国の財政から直接地方の警察行政に費用もいつているわけなんです、これはわれわれもいま日本の警察行政がどうあるかということについては重大な関心を持たざるを得ないわけです。その中の一つの岡山大学の問題に、時間がありませんかそのものずばりで入ってまいりますけれども、この問題について新聞紙の報ずるところによると、事の起きたのは今月の十二日の午前六時に行なわれたのであります。十二日の午前二時半から五時までの間に暴力学生のはうは強制捜査があるということとを事前に察知して、六時に強制捜査が行なわれたにもかかわらず、二時半から五時までの間に、宣伝カーを繰り出して学校周辺を、警察の手入れがあるから応援を頼むと言ってふれ回っている。

午後五時三分休憩

午後五時五分開議

○鹿野委員長 それでは再開いたします。林百郎君。

○林委員 そういうわけで、非常にわれわれの貴重な税金が警察行政には使われているわけです。三月七日付の新聞にも出ているのですが、そういう厳正な警察権の行使がされなければならないのに、近ごろ事大学の暴力学生の事前の取り締まり規制というように、これに対して情報がどんどん漏れる、それに何らの効果も発揮しない、から振りだ。たとえば「カラ振り」続き、大あわてというように、これは新聞の見出しですけれども、たとえばそれが警視庁の警備部長の話だと、内部から漏れたという疑いが強い、このために関係者などの調査をし直すことにした、これも実際的にはなかなかむずかしく困っている、これでは取り締まりにならぬじゃないですか。そして、これで非常に貴重な警察行政費が使われているということでは

はしめしがつかないと思いますが、これについてはどう考えておりますか。

続いて、いまの問題にからんで岡山大学のことを言いつけたのですが、六時ごろ捜査に行くというのに、二時半から五時ごろまで宣伝カーまで出して、警察が来るから周囲の人たちに応援を頼む、応援を頼む、そうして行つてみれば十分準備をしてパレードも兼ねておる、石も用意しておる。こういうところに警察が行くというところは、これは何か内部を通じてでなければそんな情報があるはずがないのじゃないでしょうか。現に新聞もそういうことが書いてあるわけですね。これを警備局長、どういうふうにお考えになりますか。われわれは地方財政についていま審議をしております、国民の国税や地方の税金の大きな部分が警察行政に使われているわけですから、こういうむだなことのためにばく大な費用が使われているというところはわれわれ許すわけにいかない。そういう観点から聞いておるわけです。

○川島(広)政府委員 ただいま新聞等を引用されたお尋ねでございますが、御承知のとおり最近各種の大学紛争が多発いたしております、これに對します警察の措置、ことに強制捜査を行ないます場合、一般的に申し上げまして相当数の警官を事前に動員をし、事前にいろいろな準備をいたさなければなりません。さらにまた、事柄が大学にかかわる問題でもございしますので、当然のこととして学校より立ち会いを事前に求めなければなりません。そういうこともあります。岡山県の場合には、御承知のとおり限られた警察官ですから、およそ六百名以上に当たる警察官を動員するわけでございますから、ほとんど管下各警察から動員しなければならぬ、そういう問題もございします。さらに、申し上げましたように、事前に学校側とも緊密な連絡をとる必要もございします。したがって、非常に関連する関係者が、数におきましても相当多数にのぼるざるを得ないわけでありまして、したがって、さように御趣旨のようないことが、これまで間々起こつておるわけござい

ますけれども、それに対しては、その後警視庁の管内等におきまして、いろいろとくふういたし、特に学生たちは機動隊の隊舎周辺に、事前に偵察員を出して、機動隊の動向を偵察すること、相手方はいろいろと手をめぐらしておるようでありまして、そういうことを踏まえておる、わがほうといたしましては、事前に粗漏のないよう、最近特にいろいろ配備のくふうをいたしておる次第でございます。

今回の岡山大学の場合に即して申し上げますならば、御指摘のございましたように、当日の早朝から大学に立てこもつておりました百数十名の学生が東門と西門の両門にバリケードを構築する、あるいはまた工事現場から石を運ぶ、あるいはまた、付近の側溝あるいは敷石等をはがしてこれを用意をするというふうなことがございました。これは御指摘のとおりでございますが、わがほうといたしましては、午前五時過ぎに捜査に着手した、こういうふうな経緯でございます。これは指摘されましたようなことで、過去の経験も十分生かして、今後そのようなことのないよう努力してまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○林委員 渡部会計課長にお尋ねしますが、その六百名くらいの警察官を、そういうような機動隊を導入するというには、それに要する費用というのは一体どれくらいかかるのですか。

○渡部政府委員 それはケースによって非常に違いますが、普通所要の経費として考えられますのは、旅費が支給されるような距離を動く場合の旅費でございます。それが大体主体でございます。○林委員 だから、かりに六百名くらい、いまの話によつても岡山大学で六百名くらい警察官が動員された。当日、そのためにいろいろな動きがあるから、あるいはそれで察知されたかも知れないが、あるいはお話があったのですが、それがどのくらい費用がかかるものか、一回そういう動員をするのに。

費がどのくらいかかったかという計算をまだいたしておりませんので、ちよつとお答えしかねますけれども、六百名を動員したら大体どのくらいかかるかというお話でございますが、たとえば非常に大きな署が近くにございまして、ほとんど旅費を支給することなく、その管内で活動するというような状況の場合には、ほとんど費用というものはかかりませんし、非常に小さい県で、六百名と申しまして、遠くから連れてこなければならぬという場合は費用がかかるわけでございます。で、ちよつといま一律に、平均してこのくらいはかかるというところは、数字としては申し上げかねる状況でございます。

○林委員 では具体的にお願いしますが、六日の日に、やはり六百五十名くらいの警察官、これは警視庁の制服警官、これが午後十一時に――ふだんは午前に行なうのですけれども、この日は特別に午後に行なつたわけですね。明大、中大、早大、三大学内の四カ所を一斉に捜査した。ところが、特別にその日は午後十一時にやつたというのに黒板には、「本日(11時)ガサ有り、すぐ出よ」とちゃんと黒板にも書いてあるわけですね。そして、ぬけのから、ところが、動員された警察官は、制服合せて六百八十人ですが、この六日の日もぬけのからのところに行つたという六百八十人ですが、これは一体どのくらいの費用がかかるのですか。これは東京の六日の日のことですよ。

○渡部政府委員 ちよつとその資料を持っておりませんので、警視庁で六日の日に幾らかかったかというところは、いますぐにはお答えしかねます。○林委員 じゃ普通東京で――これはもうよその遠いところじゃないのです。神田の明大、中大、早大――早大は神田じゃないですけども、こういうところ、六百名近くの警察官を動員すればどのくらい費用がかかるか、あなた、会計課長でしよう、私は財政のことを聞かなければいけないので一生懸命あなたに聞いているのだ。あなたが答えなければ私の質問はできなくなつてしまうのですよ。

○渡部政府委員 これは、費用と申ししましても、考え方がいろいろございますので、たとえばそこに出勤した者の給与も含めるかどうかということもございまして、普通の場合には、機動隊ですと、たとえば旅費というものが使われておりますが、それを出動のための費用と考えるかどうかというところもございまして、それから、夜になると超過勤務というものもございまして、幾らそのために加ったかという費用の算定はむずかしいわけでございます。たとえば、ガスを使いますればガスの費用、使わなければその費用は要らない。ただ、警視庁の場合ですと、非常に機動隊が近くにおりますので、出勤したために特別にかかる額というものはそう多くはないはずでございます。

○林委員 御承知のとおりに、あなた知っていると思いますが、地方自治体で負担する警察費と、国で直接出す、つまり警視庁が直接出す費用とが違って、国から直接援助する資金——予算の執行官は都道府県の部長がやっているわけですね。だからこれは地方行政としても重大な関心を持たざるを得ないわけです。それで、あなたの記憶の中に具体的にあるもので、いつの動員はどのくらいかかったか、当時の費用をひとつ言ってみてください。何にも知らぬということはないでしょう。あなた会計課長でしょう。

○渡部政府委員 そういう資料は準備をしておりませんので、何の経費で何にかかったということは、ちょっとお答えしかねますけれども、いま御指摘のとおり、警察の費用は全額国費で支弁されるものもございまして、都道府県単独で支弁するものもございまして、補助金の対象になっている額もございまして、いろいろありますが、たとえば警備出動の場合なんかは国の費用としてかかりますものには、先ほどから申し上げております旅費がございまして、また、写真をとりますフィルム等の費用もかかるわけでございますけれども……。

○林委員 そういふことまで聞いていたのではございません。昭和四十三年度、あるいは四

十三年度がなかったら四十二年度でもいいのですが、機動隊が出動したために使った費用は、全部都道府県と国と合わせて幾らなのか、それがわからないなら都道府県が幾らか、国が幾らか、四十三年度でわかればいいし、それがわからなかったら四十二年度は幾らですか。会計課長で何の数字も言えないということはないでしょう。決算もわからないのですか。

○渡部政府委員 一番普通にかかりますのは旅費でございますけれども、それについてちょっと申し上げますと、昭和四十二年度に機動隊の出動に要した旅費が、これは全国でございますが、二十六億四千万ほどになっております。

○林委員 それは都道府県だけですか、国から出した費用も合わせてですか。

○渡部政府委員 ちよっと、先ほど申し上げたことを先に訂正させていただきますが、機動隊の出動と申し上げましたのは間違いでございます。活動旅費全部の額でございます。

○林委員 それは国のほうから都道府県へ出している金なんですか、それとも都道府県独自の警察の活動費も入れていますか。

○渡部政府委員 国が出している金だけでござい

ます。

○林委員 そうすると、都道府県独自の費用は総計どのくらいになりますか。

○鹿野委員 ちよっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○鹿野委員 速記を始めて。

○林委員 委員長にもお願いしたいのですが、警察関係は予算関係となると全然答弁をしないのですよ。資料も提供しなければ説明もしないのです。全く横暴だと思ふのです。しかし、あなた警察庁の会計課長でしょう。それが全国で一体警察の活動費がどれだけかかっているぐらいのことを国会で説明できなくてどうなるのですか。意識的にあなた方は答弁しないんじゃないか。そういうように思われますが、委員長のせつかつの御指示ですから、私それに従って、資料として出してくだ

さい。

最後に、川島警備局長にお聞きしますが、そういうようにばく大な金が必要わけなんです。それが新聞にすらこういうふうな皮肉られるような、「カカラ振り」続き、大あわて、「もぬけのカラ」だとか、「事前に情報もれ」だとか、こういうているわけですよ。これはあなたの言うように、相当人員の警察官を動員するからそれで漏れるんだらうと言っているのですが、そうでなくて、警視庁の下稲葉警備部長の話だと、これは東京ですけども、「六日夜の例は内部からもれた」という疑いが強い」と言っているのです。これは暴力学生と警察とがパイプを通じているということじゃないですか。これは警視庁の警備部長がそう言っているのです。これは内部から漏れるよりほか漏れるはずがないと言っておる。外の騒ぎから察知したというのじゃないのです。これはどうお考えになりますか。

○川島(広)政府委員 この新聞記事につきまして、下稲葉警備部長から直接そのキャップに対して申し上げておきませんので、厳重に抗議を申し込んだ経緯もございまして、そのように御了解をいただきたいと思ひます。

○林委員 その点だけ確めますが、私がいま読んだのは、三月七日の読売に警視庁の下稲葉警備部長がその談話しています。内部総点検……じや、この新聞記事はうそだったんで、読売新聞に抗議したのですか。はっきり言ってください。

○川島(広)政府委員 下稲葉警備部長はそういうことを言った覚えは全くない。でありますから警視庁の読売新聞のキャップに対して、これは間違であるというところを申し上げておきます。

○林委員 じゃ、読売新聞は何と答えているのですか。それを聞かしてください。事は新聞社の記事の真否に関する重要な問題ですから、国会としても聞き捨てなりませんから……。読売新聞は何といったのですか。答えてください。

○川島(広)政府委員 お答え申し上げます。正確に聞いておりませんが、おそろしく上

司のところで話し合いがあったんじゃないかと思ひます。

○林委員 それじゃ、それも資料として——川島さん、あなたえらい横ばつかり向いているが、こつちを向いてください。それも、事は重要ですから、一新聞社の真否に関する重大な問題ですから、私にその資料を提供してください。読売新聞はどういう回答をしたか。

私、時間がありませんから、これで私の質問を終わります。

○鹿野委員 次は、井岡大治君。

速記をやめてください。

〔速記中止〕

○鹿野委員 速記を始めてください。

○井岡委員 きょう同僚の細谷委員が、公営企業に対して交付税法の対象になるのではないかと、こ

た法律でなくて、少なくとも地方自治法あるいは財政法、あるいは都市計画法に依拠して、そして公営企業法というものができている、こういうふうに理解をしたいのです。この点についてまず大臣から聞きたい。

○野田国務大臣 現在でも、御承知のとおり、公営企業に一般会計から出しておるのもございませう。私はいまのお話を承りまして、現在の公営企業の財政状況もわかっておりますし、現にいま申しますとおり、出しておるところもありませんというのですから、この際なるべく広義に解釈したいと思います。私、事務的にわかりませんから、どの法律でどうやれという御意見があつて、一々明快にお答えできませんが、広義に解釈して、財政事情に見合はして検討したいんじゃないかという気がいたします。これだけお答えしておきます。

○井岡委員 現在でも出しておるから将来も今日の一般公営企業は非常に窮屈だと申しますよりは、どう申しますか、四苦八苦しておる。こういう状態であるから、でき得るならば地方公営企業という立場からこの問題を処理したい、こういうふうに理解していいですか。——大臣御理解いただいたようですから、そこでひとつ財政局長にお伺いするわけですが、簡単に尋ねますから、簡単に答えてください。

四十一年、四十一年に公営企業の都市交通の再建整備法案をつくられて、そしてこれによって再建をさすのだ、こういうお考えだった。しかもこれは当事者もそういうふうに考えておった。ところが、その後のいろいろな状況から困難になった。これはきのうの細谷君に対する御答弁であつたわけですが、そういうふうに理解していいですか。

○細谷政府委員 公営企業をめぐる外部的条件は漸次変わってきていると思ひます。

○井岡委員 外部事情が変わつてきているということであれば、極端な言い方をすると、最初考えた再建法による再建というものは破算をした、こ

ういうふうに理解していいですか。

○細谷政府委員 なかなかむずかしい点があるうと思ひますが、まだ私はそこまで結論を出すには早いと思ひます。

○井岡委員 私は、なるほど一般的には再建案を出しておる団体、それから自主再建、いろいろありますから、いま早い、これはわかります。しかし、部分的にはどうして不可能だ、こういうふうに理解する団体がある、こういうふうに理解していいですか。

○細谷政府委員 いま私どもの見ている範囲では、まだどうして不可能というのは見当たらない状況でございます。

○井岡委員 具体的な例を言います。そういたしますと、あの再建案は路面電車の赤字を、不良債務を、バス事業によって再建をする、こういう考え方であつたと思うのですが、間違ひありませんか。

○細谷政府委員 赤字を生む電車をやめてバスに転換していく、その過程において再建をしていく、こういうことでございませう。

○井岡委員 そこで、運輸省自動車局、だれか来ていますかね。では聞きますが、いま一般乗客の、どの何でもいいです。全体でもいいです。たとえば東京なら東京をとつてもいいです。横浜をとつてもいいです。全体でもいいですが、普通料金を支払つておる乗客、それから割引料金をよる乗客、言いかえて申し上げますと、定期券を持つておる乗客との比率というのはどういふことになっていふますか。

○水野説明員 それは鉄道ではなくてバスでございませう。

○井岡委員 バスでも鉄道でもどちらでもいい。みんななべて一緒です。

○水野説明員 ちよつといふ調べます。

○水野説明員 委員長退席、細田委員長代理着席。

○水野説明員 あまりはつきりしませんが、私鉄の例を申し上げますと、定期が六〇%で定期以外が四〇%でございませう。

○井岡委員 わざわざ私鉄の統計をおとりになつたのは私は賢明だと思ひます。これは都市交通である場合はおそろく二割五分と七割五分になつておるはずですが、調べてください。しかし、それはあとでよろしいです。

ところで、バスでも電車でも、あの割引をする。一生懸命調べたのです。道路運送法、地方鉄道法、軌道法を調べたのですが、どこにも割引のことが書いてないのです。これを割引をしておるのはどういう理由で割引をしておるか。知らなかつたら私言いますよ。

○宇津木説明員 私、あいにく運賃関係を所管いたしておりませんので、また……

○井岡委員 あまりそう残しますと、私もきょう終わろうと思ひますけれども終われなくなりまして、いいですか。せつかく理事の皆さんが何とかしてこれを早く上げようと思つておるのになつたようですから協力しようと思つておるけれども、これも知らぬ、あれも知らぬということになると、これは審議になりません。私は初めから言つておるのです。いわゆる交付税交付金の対象になる、こういう立場から質問します、こう言つて明らかにしておるのですから……

それでは、これはこの法令でもないのです。政令であつた方がおやりになつておるのです。

〔細田委員長代理退席、委員長着席〕

沿革を申し上げますと、昭和十七年、戦争が激しくなつてきて、乗務員の要員あるいは改札の要員が不足したために、定期券制度というものを全交通機関に適用する。それまでは私鉄、国鉄にはありませんでした。ありましたけれども、わずかに二割ないし二割二割程度の割引であつたわけですね。それが戦時中、軍の要請に基づいて、政府は、定期券は将来は三割とまらざる、一般乗客は七割、これであるならば定期券をこで発行して、そうして軍需生産に協力をさせる、そういう立場から、学生に対しては九割、多いのでありますと九割八分、一般員については七割二分の割引をきめて業者に押しつけたのです。これがいまなお

延々として続いている。若干の修正はされましたけれども、依然として運輸省はこのことを守つておるはずであります。間違ひありませんか。

○宇津木説明員 ただいま運賃関係の担当者に連絡いたしましたして、さつそく参上させるようにいたします。

○井岡委員 いまの割引というのは、いわゆる法令によらないで政令の意思によつて、政府の意思によつて行なわれておるわけですね。そうして、私は極端な話をしますが、会社は工員に対して定期券を一括購入をいたします。あるいは役所も通勤手当というのがあるはずですが、これは個々に渡すのでなくて現物支給という形において渡しております。会社の場合は、それは営業経費として落とされておるわけでありませう。税の対象になつておりません。これが公営企業あるいは陸上交通にみんないわ寄せをされておるわけですね。そこから収入減はだれが責任を持つのですか。この点大臣聞かしてください。

○野田国務大臣 それは、当時の国策といふことが政策でやつていたのです。それがいま続いているのですから、だれの責任かといつても、それは経営者もこれを了承してやつていふのでしようから、政治的な責任は別でなければ、実際の責任といふますとやはり簡単に言い切れない、いろいろ責任の所在があると思ひます。はつきりしたうという、あなたの御期待の答えでないかもしれませんが、これはむずかしいことです。

○井岡委員 先ほど申し上げましたように、当時においては三割、七割という割合で了承をしたわけですね。それが変転をしまして今日では全くさかさまになつておるわけですね。したがつて、いつの場合においてもこの定期券の改定については、料金改定の際、事業主、いわゆる経営者、企業者、こういうところから必ず出るはずですが、国鉄もまた出しておるのさゆえんです。しかし、依然としてこのことについては運輸省は一向に考慮をしようとしません。若干変わつております。そのはずで、ここに大きな原因が一つあるわけですね。

したがって私たちは、これは国鉄総裁も私たちと同じことを言いました。公共負担だ。いわゆる国の政策による割引であるから当然国が持つべきである。学生に対する割引は文教政策からくる割引です。通勤定期に対する割引は産業政策からくる割引です。あるいはこれが今日では物価政策にかかわっているのではありません。そこに問題があるというのを考えれば、いわゆる公共負担というもののに対する責めを考えなければいけないと思うのです。考えませんか。

○細野政府委員 確かにそういった問題があるのだらうと思います。かつてはそういった行き方で経営がやれた時代もあったわけですが、その辺は確かにひとつ時代の変わりというところを認識せざるを得ないと思います。ただ、それをこの責任でどう処理するかということは検討を要する問題だと思えます。

○井岡委員 細野さんらしい最後の締め押しをしたと思うのです。経営の変遷からくるものは認めたい、ここまではいいですね。これは私とあなたと一緒にですね。そうだとすると、だれの責任だということ、この責任はすべて政府の責任だ、とは私は言おうとしておりません。ここに公営企業というものの特質があると思うのです。特に公営企業はもうけなくたっていいわけですから、ペイすればいいわけです。国鉄だってそうです。ペイすればいいんです。金をもうけてどうしようということにはならぬ。そういうふうに考えてくると、私は全部が国の責任だとは言わないけれども、今日、いわゆる収入源である料金収入というものが十分でない、そのために経営が非常に困難になったとするならば、このことは真剣に考える時期が来ているのではないかと、こう言っているわけですから、この点はどうか。

○細野政府委員 先ほども申し上げましたように、その推移はよく認識をいたしております。

○井岡委員 「定期券値上げ賛成論だろう」と呼ぶ者あり。私は定期券値上げ賛成とか反対とかという論議はまだしように思っていないのです。

ただ、国の政策として、あるいは会社がみんな負担をしているのです。皆さんも通勤手当をもらっておいでになるわけなんです。その通勤手当は、手当てとしてもらったら税の対象になるから、あなたのところはどこですかというところでもらっているところはないです。そうして買ってきて、こういうふうになっているはず。そうでしょう。間違っていますか。お聞かせをいただきたい。

○小田説明員 ただいまの公務員につきましても、現金支給になっております。

○井岡委員 現金支給になっていても、それは税の対象になっていないのですか。

○小田説明員 一定額で課税対象からはずしてあります。

○井岡委員 一定額は入らないでしょう。ですから、入らないという分もやはりその負担のしわ寄せは企業者が受けているわけですよ。そうじゃないですか。

○小田説明員 企業者が受けているという御質問の御趣旨がよくわかりませんけれども……

○井岡委員 先ほど申し上げたように、一回乗れば、通常であれば幾らという、得べき条件をいわれる契約をしているわけですよ。国民に公示して契約をしておるわけですよ。ですから、運賃の公示はしなければいけないと法律で定めてあるわけですよ。法律で定めて官報に載せて公示をしているわけですよ。これは国民との契約を結んでいるわけですよ。ところが、それより安い額で乗るわけですよ。安い額で乗るといふことは、その経営がそれだけ圧迫を受ける、こういうことになりませんか。

○小田説明員 定期の割引の問題につきましては、先ほど財政局長がお答えしたとおりでございます。通勤手当の問題といまの問題とは直接関連しないと思えます。

○井岡委員 通勤手当と定期券の問題とは違ふというふうな言い方をするのはおおよそ人をばかにした言い方ですよ。じゃあなた方は、家が役所の隣であつても通勤手当もいらいますか、聞きます。

○小田説明員 通勤手当は一定の距離以上の者に対して支給されております。

○井岡委員 一定の距離以上ということは交通機関を利用するから通勤手当という手当があるのですよ。それを通勤手当と通勤バスとは違ふというふうな答弁のしかたというものは全く人をばかにした答弁ですよ。そういう答弁はやめたほうがいいですよ。そんなこと言つて、私はからんでいきますよ。からまないように話をしようと言っているものを、からますのですよ、あなたは。どうなんでしょうか。

○細野政府委員 役所の通勤手当は、御承知のように実費を原則にしておりますから、実費の範囲内で支給し、最高は打ちどめにいたしております。

○井岡委員 ですから私は、いまの経営の大きな負担というのはいわゆる定期券にある、こういうふうに理解をして差しつかえない、こう思うのですが、この点間違いありませんか。

○細野政府委員 確かにその問題はあると思うのです。したがって、先ほども申し上げたように、やはり研究すべき問題だと思えます。単に公営企業だけの問題でなくて、全般的に研究すべき問題だと思えます。

○井岡委員 ですから、私も公営企業だけだとは言っておりません。だからそちらに聞いているのですが、そちらのほうは答弁をしないのですから……

○水野説明員 直接担当いたしておりませんのですが、ただいまの御質問、定期券の問題でございます。お話しのとおり、非常に定期の割引率が高いということは事実でございます。国鉄につきましては相当努力をいたしまして、先ほどお話しになりましたように変わつておるはずでございます。なお、私鉄その他につきましても、それらの事態を踏まえまして、今後のいろいろな運賃制度その他につきまして、そういう線がわれわれとして研究いたしております。そういう方向で今後とも研究いたしてまいりたいと思っております。

○井岡委員 道路運送法をべん読んでみましようか。簡単に言うと、自動車営業というものは料金はその企業が採算のとれるものでなければならぬ、そういうふうに書いてあるのです。採算割れをしておる、そうすると、これは明らかに道路運送法の違反なんです。採算を割っているのですから。あなたのところは、たとえばいわゆるトラックの表示価格、東京・大阪間の定期便は何ぼだという表示価格を要求するでしょう。道路運送法にはトラックとかバスとかと分けてないのです。自動車の料金はと書いてあるのです。運送事業の料金はと書いてある。そして表示をするでしょう、表示をして、ダンピングやた会社に対しては、あなたのところは営業停止をやるでしょう。お尋ねします。

○水野説明員 道路運送法の料金問題でございますが、バスにつきましては一定額の定額制の認可をいたしておりますが、トラックにつきましては一定の差のある、上下に少し幅を持たせた料金を認可いたしております。そこで、トラックにつきましては、ダンピングの問題はたまたま御発言のとおりでございますが、それにつきましては、私どもとして実態を調査いたしまして、営業停止、認可取り消しその他の行政処分をやつておるわけでありませう。

○井岡委員 そこで、べん戻りますが、割引率をきめたのは全乗客の三割だということだ、きめたのです。あなたは私鉄の例を出して私に答弁されました。だから私は私鉄を持ち出したのはたいへん賢明な策だといって笑つたのです。それでも定期が六割で一般が四割と、こういうのです。初めは定期が三割で一般が七割で割引率をきめたのです。これがいまさかさまになっているわけですよ。そうすると、ダンピングをしている、こう言つて差しつかえないのです。

そこであなた方は、じゃ採算がとれていないか、そのとれているためにどういふことをやっているか、これは運輸省ですから言いますけれども、私鉄の話をされたから私鉄の話をしま

私鉄の経営者は沿線の宅地開発をし、あるいはいろいろなことをやって客を集めて、そうしてようやくやっていく。これが私鉄の経営です。国鉄はそれができないから赤字でばつと手をあげているのです。これはいわゆる都市交通ではできないのです。それはそうでしょう。東京都交通局が住宅を建てて、そしてその客をこへ入れるのだ、そんなことができませんか。私鉄はできても東京都交通局はできないのです。横浜交通局はできないのです。このところの違うというものを運輸省はどのように指導しているのですか。運輸省の指導というのは、そういうところに何らのものを考えたことが一つもない。そうして、公営企業がやれないのなら私鉄がやります、いま都内のバスを私鉄のどこがやりますか、朝と晩とだけ乗って昼はからっぽで走っているようなところを。しかもバスの都内キロ数というのは、法定キロは二十九キロです。あなたのところはいまも変えてないでしょう。二十九キロそのままでしょう。ところが、現実には走っているのは朝の六時の一時から走っているから、十二キロとか十三キロという平均が出ておられますけれども、ラッシュのときには七キロか八キロしか走っていませんよ。そう思いませんか。あなた方毎日乗ってごらんないさい。

○水野説明員 東京都内におきますバスの平均走行キロは大体十三・九キロという数字になっております。

○井岡委員 それは一日の平均ですよ。ラッシュのときとそうでないときと違いますか。しかも、いま都市の再編成といえは申しわけありませんけれども、都市はほとんどドーナツ型になっているのです。したがって、どこの都市でも通勤通学だけしか利用されておられないのです。しかも、そのときはどれもこれも一挙に出てくるわけです。ですから、あなた方は時間差通勤を要請なさっておいでしよう。そうと違うのですか。

○水野説明員 市内のバス輸送につきましては、ただいまおっしゃいましたように、時差通勤その他を総理府を通じて強力にお願いをいたして

おります。また、市内におけるバスがスムーズに運転できますように、これは私どもだけではもちろんでないことでございまして、混雑緩和のためにバスの優先通行、その他バスターミナルの建設、その他いろいろ関係方面と折衝してなんとかそれを実現いたすように努力中でございます。

○井岡委員 そんな、言うだけではだめですよ。昭和六十五年になったら自動車の数は何ぼになるとあなた方踏んでおいでになるのですか。

○渋谷説明員 突然でございまして数字がございせんけれども、昭和六十年はほう大なる車両数となると思います。

○井岡委員 渋谷さん、あなた御存じのとおり、これは一週間前に載っていた記事ですよ。一週間前には六人に一人とこういつていますよ。

余談になりますけれども、世界の都市政策、都市計画というのは二〇〇六年を目途にした都市計画を立てない限りだめだ。これは世界の定説ですよ。そのときには、日本でも四人に一台の割合の自動車になる、こういつていますよ。これは定説ですよ。したがって、いま規制をやる。私は規制に賛成です。しかし、警察庁の交通局長、あなた方の規制の考え方というのをひとつ先に聞かしてく

ださい。

○久保政府委員 その中でも特に問題になりますのは都市交通であろうと思いますが、現在の状況では、交通の安全と渋滞に対する規制ということが主眼点になります。そこで、主要な幹線につきましては一方交通、それから駐車禁止、右折禁止というものを強力に推進してまいりたい、これは東京と大阪を中心にして現在やっております。

さらに、将来の問題といたしましては、車種別あるいは用途別の車の乗り入れの制限の問題あるいは賦課金の問題などが検討の対象となるだろうと考えますけれども、その前の段階で規制を強行する一方、追い出される車の駐車場がありませんから、現在中止をしているパーキングメーター制度を採用して一部駐車場を確保する形をとると同

時に、私の個人的見解ではありますが、パーキングメーターの料金を上げて賦課金にかえて、それにより乗り入れをある程度セーブするというのも考えられないだろうかというところで検討してみたいと考えている次第でございまして。

○井岡委員 パーキング制の問題だけでいわれる大衆輸送といわれる乗客輸送が円滑にいくとは思われないのです。ですから、あなた方は運輸省とお話をなさって、自動車ターミナルをこしらえるように強力に主張されたはずですよ。そうじゃないですか、お伺いします。

○久保政府委員 そのとおりです。

○井岡委員 パーキング制をかりに強化をしたとしても、パーキングを幾らやってみても、何時から何時まで一切の自動車は通してはいけない、遠慮すべきだ、こまめでいくのであればそれは可能だと思えます。ですから、きのう細谷委員が言っておりましたように、ある市長が、自動車の運行規制を市長にまかしていただけたというのであれば十分この点はやり得る、こういうことを言っておられるのも私はうけるかなと思います。このように自動車というものはそう簡単にどうにもならないものです。これは世界の歴史でわかっていることなんです。

〔委員長退席、大石（八）委員長代理着席〕

ただ一時的にこうやったというだけにしか、いわゆる自己満足にしかすぎないのです。あなた方が一生懸命事故防止をやっておいでになりますけれども、毎日毎日自動車の、たとえば道交法の改正をおやりになって、これだったら自動車の事故件数は少なくなる、こういつてあなた方は説明をされたはずであります。

〔大石（八）委員長代理退席、委員長着席〕

ところが、去年とことし、おとしと去年を比べた場合、やはりふえています。これはハンドルが自由に回る限り、そうあなた方が考えるようにはならない。しかし私は、それは全くくだだとは言っておらないのです。それだけでは解決しない。こう言っているのです。ですから、少なくとも私

は、今日の都市交通の経営難というものは、単にこれは、細郷さんもきのうは、客が減ったんだ、こういうような簡単なことを言っておられましてけれども、私はそうじゃないと思う。都市の構造からくる乗客の減だ、こういうふうに考えるのが正しいと思うのです。渋谷さん、そう思いませんか。

○渋谷説明員 運輸省といたしましては、大衆輸送機関を優先にすべきであるという見地から、バス輸送の優先通行について各省といる折衝している次第でございまして。

○井岡委員 私の聞いているのは、私は大衆輸送優先ということは大いに賛成です、こう言っているのです。けれども、それだけで私は都市が経営しておる公営企業のバスの収入が上がるとは思われないのです。幾分は上がるでしょう。これで立ち直るとは思われないのです。これは都市の構造の変化からくる経営難だ、こういうふうに理解するのが正しいのと違いますが、こう聞いています。どうですか。

○渋谷説明員 経営の要素は支出と収入と両方あると思いますが、運輸省といたしましては、その収入面をできるだけ確保しようということをやっておる次第であります。

○井岡委員 どうもかみ合わないな。あなたが来たら、かみ合うことになっているのですが……私の言っているのは、いまの公営企業、これはどこでも一緒です。国鉄でもそうでしょう。私鉄でもそうです。通勤通学のお客さんが主であって、昼間に乗るお客さんは少なくなった。これが一番大きな原因だ。これは都市の構造の変化によるものだ、こういうふうに言っておるわけですよ。そうと違いますが、こう聞いています。それをあなた方は、収入をふやすように努力いたしませんか。その話は次の段階です。

○渋谷説明員 都市の構造という意味はいろいろ解釈できますけれども、われわれといたしましては、モータリゼーションの発達ということに大きな原因があるかと思いますが、そういうった面に

ついで、できるだけバスの優先通行を各省において検討されて、バス輸送を優先的に確保するという点に重点があるかと思ひます。

○井岡委員 どうもかみ合いませんけれども、それじゃ、あなたのバス優先の具体的な案を聞かしてくださいます。

○渋谷説明員 現在総理府にお願いして検討していただいておりますのは、まず第一に、構造的な、施設の面からいまして、道路の拡幅、駅前広場の拡張といった施設の面の方策が一つと、それから交通規制の面からいまして、右折通行をバスだけに優先してもらいたい。そういった施設面、規制面においていろいろ要望いたしました、現在総理府において取りまとめを願つておる次第であります。

○井岡委員 都市の改造、駅前広場を大きくするとか、あるいは道路の拡幅をやる、口では言えますけれども、そう簡単にできますか。あなたの考えで、それは何年後に私たちの考えどおりにできますか、こういう自信がありますか。

○渋谷説明員 先生のおっしゃるとおり、運輸省の所管事務につきましては、ただいまの理想を実現するためには非常に少ない権限でございます。願ひいたしました、関係各省の権限をできるだけ働かしてもらいたい、かように思ふ次第でございます。

○井岡委員 それをやつておつたて毎日毎日赤字を出しているのです。それを赤字を少なくするためにできるだけそういうようにしたいというなら話はわかります。しかし、それは長い期間をかけなければできないです。運輸省だけの問題じゃない、あなたが言われるとおりです。政府だつて、都市の改造ということになると、これは建設省と自治省と一緒にやるんでしようけれども、細部さん、そう簡単にはできないですね。

○細部政府委員 公共交通を含めて都市交通の問題はいろいろな要素にわたるものでありまして、なかなか一言にして言いくいものがございます。

います、さつきおっしゃる通りに、都市構造の変化というのは確かに大きな要素だと考えております。

○井岡委員 いわゆる都市構造の変化から経営基盤が弱くなった、これはひとつお認めになったわけですね。同時に、これは渋谷さん、さいせんあなたに聞いたらわからないという話でしたが、バスの割引率は通勤通学を分けてどのくらいになってますか。

○渋谷説明員 はなはだ失礼ですけれども、ほんとうに正確な数字を持ち合わせておりませんので、通勤と通学に分けて、通勤はおおむね三割ないし四割、通学は五割五分程度だと、はなはだ失礼でございますが……。

○井岡委員 通学が五割五分、それは違いますよ。

○渋谷説明員 訂正させていただきます。通勤は二割ないし三割引きです。通学は四割程度でございます。

○井岡委員 通学は四割で通勤は二割五分、間違ひありませんね。

○渋谷説明員 間違ひございません。

○井岡委員 では、私は少しこの点については異議があります。間違つております。国鉄が割引率をこの前直して通勤は六割五分になったはずですから、それは違います。

それでは、こんなことでござつておつたのでは話が進みませんから、協力するといふ意味で次にいきましょう。

客が常に五人乗つておればその経営はできるといふわけですね。これは昭和三十四年の統計です。もちろん人件費あるいはその他いろいろの問題がございまして、私はいまも五人だといふことを言おうとは思ひません。思ひませんけれども、少なくとも常時十人乗つておれば経営ができたのです。ところが、今日常時十人は乗つておらない。ここに問題があるのです。これは都市構造の変化に伴うものだ。こういうように大別して二つになると思ふのです。

そこで、次に私はこの問題からさらに進んでお尋ねをします。建設省の路政課長さんお見えですね。私は六、七年前に名古屋の地下鉄の問題であつたところからたいへんなことを聞いたのです。名古屋の地下鉄は地方鉄道法による営業であります。認可であります、免許であります。ところが、大阪と東京の営団は地方軌道法による営業であります。免許であります。そして、名古屋の駅につなぐためにあの道路の下を掘らしてもらいたいと言つたときに、あなたのところの道路局長から、道路の下は私の監督権であります。地方鉄道法によつて営業する名古屋の地下鉄を通すわけにはいきません、こういう御答弁をいただいたのです。そこで私は、ばかかなことを言うものじゃない、それじゃあなた方は、地球のまん中までおれのところの占有権だ、最近よくいう領海権だ、こういうことになるのかと言つたら、大臣が、その点はわかりました、十分運輸省と話をして解決をします。そして解決をしたのです。

そこで、私はあなたにお尋ねをするのですが、いまその考え方に間違ひがないかどうか。

○小林説明員 お答え申し上げます。

地下鉄は、現在大阪の場合は軌道法で通つておるわけでありまして、その他のものは地方鉄道法の免許になっております。そこで、地方鉄道法で免許になりました地下鉄につきましては、地方鉄道法四条ただし書きによりまして、建設大臣が道路の占用につきまして許可をしております。

○井岡委員 そうすると、地方鉄道法による地下鉄は、依然として前と同じ考え方だ、こういうのでいい。これは私が次に大蔵省に聞くのにたいへん重要なことがあるから、あなたにはつきり聞い

ておかなければいかぬ。

○小林説明員 前と同じとおっしゃいますと、どういふことでしょうか。

○井岡委員 地下鉄の下はおれのところの管轄だといふ……。

○小林説明員 道路の管理権の問題でございますが、地球のまん中まで、あるいはその上空は途中まで、飛行機の飛んでおるところまで道路の管理権が及ぶといふことにはならないと思ひますが、やはり上空、地下につきましていろいろな構造物ができるというふうな問題になってまいりますと、工事中の問題も含めまして、またその後の管理の面でも、あるいは補修の面でも、道路に対するさまざまな影響がある場合が多いわけでございます。その限りにおきまして、道路管理者といひましてはこれに全然無関心ではあり得ない。その限度におきまして、一応私どものほうの道路の占用、あるいはいま申し上げましたような地方鉄道法四条ただし書き、こういうふうなことで御相談をいただくようになっておるわけでございます。

○井岡委員 それはあなたのおところは許可をすればいいのでしよう、地方鉄道法は。

○小林説明員 地方鉄道法によりまして免許されましたものにつきましては、四条ただし書きによる主務大臣の許可を断つた例はございません。

○井岡委員 そこで、大蔵省お見えになっております。地下鉄の建設について運輸省と大蔵省と自治省、大臣の間に覚書がかわされて、昭和四十五年度から前向きでこの問題に取り組み、こういうふうになっておるわけですね。いま私がなぜそれを質問するかと申しますと、現在の都市交通は、単に都市交通のワケだけではいまの交通としての使命を果たすことができないのです。したがつてこの問題は、私は別の角度で話をしますが、相互乗り入れをやるわけです。相互乗り入れをするた

めには、たとえば軌道法でしておきますと、現在の既設の路線が入ってくるときに非常に問題があるわけです。そういうことで、大阪を除いてはほとんど地方軌道法によってやっておいていただくわけです。将来これは神戸あるいは京都もやりになるでしょう。その人々の御意見を私は聞きました。全部軌道法。横浜も今度は軌道法で認めたはずで、その場合、いま自治省が言っておいでになる、建設というものに金がかかるからというだけの理由であればこれはいいわけですが、そうではなくて、道路のかわりだという立場からこれを掘っていくという場合、その軌道法によるものと同様の措置を講ずるかどうか、この点を聞かしていただきたい。

○秋吉説明員 まずこれは道路と見るか見ないかという問題が先決する問題かと思ひます。したがって、本件の問題は、実体はやはり道路であるということの認定をするかどうか、もしこれは建設省のほうで道路ということであれば、ガソリン税を使うとかいろいろの問題があるかと思ひますが、まず建設省のほうの御意向も聞いた上でないと……(井岡委員「でないと云えませんか」と呼ぶ)と思ひます。

○井岡委員 じゃ、大臣に聞いておきますが、こういう問題が起こってくるのです。ですから、あの覚書の点については十分注意をなさっておいでにならないと、これは大臣が、おれはここまで非常にがんばってやって来年は何としても地方自治体に喜んでもらおう、そうしてそのことが国益になるんだ、こういうふうにお考えになっておいても、このところはなかなかうまいこといかないのです。ですから、この点は十分覚えておいてください。

そこで、道路局路政課長にお聞きしますが、先に軌道法でできておいて、そうしてそれに伴って町ができてきた、道路をそこに付けなければいけない、こういう場合がたくさんあるわけです。そして、それがいま撤去されておるわけです。そして財産の中にはそれは資産としてあるわけです。い

わゆる民間の場合はこれはどうされますか。

○小林説明員 ただいまの御質問で、鉄道ということでございますが、軌道法による軌道の場合について申し上げますと、これは公営企業あるいは民営を問わず同様の問題でございますが、軌道経営者が自分で敷地を取得しまして鉄道を敷設した場合に、これは無償で道路の敷地とすることができるといふことになっておるわけでございます。ただし、これは必ずただで取り上げなければならぬというところではございません、できるということになっております。

○井岡委員 無償であつたのは取り上げることでござい、こうなっているけれども、必ずしもそれにはこだわらない、こういうふうに理解していいわけですね。

○小林説明員 御承知のように、軌道は地方鉄道と違ひまして、道路の補助交通機関というふうな考え方でございまして、おるわけでございます。そこで、軌道法による特許がありまして、制度上は、これにつきましましてはさまざまな道路法の例外的な措置をいたしまして、その恩典といひますか、便宜をはからつてあるわけでございます。たとえば特許がございまして道路法上の占用の許可があつたものとみなされて所要の手続を要しない、こういうような、あるいは占用料につきましましては命令で定めることになっておるわけでございます。それから、これは立法当時から、軌道経営の実情にかんがみて、しばらくは取らないというふうないきさつがあつたわけでありまして、現在に至るまでなおいまだに制定されてないわけでございます。占用料も免除というふうな一、二の例もあるわけでございます。まあ補助交通機関といふことでございまして、この敷地については、道路管理者が道路の管理を一体として行なわなければならない、こういうようなことで、必要がある場合には無償で敷地とすることができるといふふうになつておるわけでございますが、同時に、この場合には維持修繕費等は道路管理者のほうで負担する、こういうふうな了解をしております。必

ずしもただで取らなくてもいいとまで積極的に言えるかどうかよと問題がございまして、これは国の場合等の直轄国道等について考えますと、無償で敷地となすことができるものにつきまして、特に金を出してこれを買うというふうなことは相当問題があると思ひます。

○井岡委員 あなた、先につけておつたんですよ。あとからつけて、あなたの言う占用権ということと違ひます。先につけておつたわけですね。そこにあつたのところがひつつけてきたわけですね。依然として台帳には資産として残つておるわけですね。この場合あなたはどうか、こういうわけですね。これは私有地ですよ。

○小林説明員 御承知のように、軌道は原則として道路に敷設することになっておるわけでございます。軌道法の軌道はこれは原則として道路に敷設すべしということになっておるわけですが、例外的に道路じゃないところに敷設される場合もございまして、ただいま申し上げておりますような事例は、軌道法のたてまえからいいますとさきわめて例外的な場合でございまして、したがひまして、大部分道路の敷地に入つておる。いまおつしやいますような、全く道路も何もないところに大部分の軌道が特許されて、それに若干道路が乗つてしまふというふうな例があるいはあつたのかも知れませんが、私よく存じませんが、この場合やはり軌道法の規定がそのまま働きますので、そこで財産権を取得するわけじゃございせんので、道路管理の必要上管理権を行使できる、こういうふうな考えをしております。

○井岡委員 もっと具体的に言ひましよう。阪神電車は軌道法でやつてゐるんです。あれがやめて、そして道路にする、こういう場合にはどうします。

○小林説明員 阪神電鉄の場合につきましても、私どものほうで敷地につきましてそれだけの理由で金を払うということは考えておりません。

軌道法でやるか鉄道法でやるかというの、そのときの経営者の――いまでもそこはつきりしてませんが、三十年、四十年、七十年も前の話で、これは明らかになつていないわけですね。ただ都市のまん中に入つていくということ、軌道法でなければいけないということであつたのは、運輸省、当時の鉄道省はしているわけですね。それをあなた方は、金は払ひませんんで、そういうむちやなことを言つちやいけませんよ。

○小林説明員 ただいま御質問の阪神電鉄の例でございまして、これは道路に軌道を敷設するため、道路の幅が狭い。そこで少し広げなくちゃいかん、こういうことで敷地を電鉄会社が買収しまして、それを道路敷地にしている、こういう例でございまして、これは軌道法以前の軌道取扱条例時代の問題だと思ひます。これによりまして、このような場合でもこの敷地は道路の敷地になる、こういうふうなことになるおるわけですね、この当時から道路管理者が管理しております道路区域でございまして、あらためて権原を取得するためにはまた金を払ふ必要はない、こういうことでございまして。

○井岡委員 この問題は、私はかなり論争したいと思ふのです。たとえば、具体的に言ひましよう。大阪交通局は三月三十一日でやめたのです。自分の私有財産が三十四万坪あるわけですね。これは道路の上を走つたんじゃない、自分のところが先につくつて、そしてあとから道路を引つてきたわけですね。そして橋梁が三十あるわけですね。これも交通局の資金でもつてなをやってゐる。昭和四十一年度の試算で、財産として登記をしてなにしてゐるのは千六百億です。これは昭和四十一年です。ですから、今日ではもつと上がつてゐるでしょう。そのうち大阪市の市道を併設しておるのが九百億。したがつて、これは細郷さんは御存じのはずです。八貨のときにこれははなしたことになる。府道が四百五十億、国道が三百億、これだけあるわけですね。しかもこれは都市の構造の変化に伴つて、あるいはいろいろな要

因によって、いま経営ができなくなつて、これはやめていったわけですから。しかも、そのために大阪市交通局をはじめとしたこういう大きな都市の交通局は全く経営ができないのです。極端に言うとは、私はあえてその職従業員のことは言おうとは思いませんけれども、いまだ皆さんがいたいておる九貨といわれるものが支給されておらないのです。したがって、こういう問題を真剣に考えてやるといふゆとりがない限り、都合のいいときは、おまえらここに道路をこしらえろ、そしておまえらこつちやれ、こつちはおまえら通るのだから橋をこしらえろ。橋をこしらえさしたのだから方ですよ。橋をつくらしておいて、そして、おれは知らぬのだ。こういうことが通るといふことになると、これこそ正直者がばかを見るということだと思ふのです。

私は、この問題については、あなたとさらにもう少しやりたいと思ひますが、いま理事さんのほうから、もう早うやめると言う。ですから、私は、きょうはこの点については保留します。

そこで問題は、細郷さんお聞きのとおりなんです。地下鉄建設の世界各国の例というのは、皆さんも御存じのはずです。ベルリンが地下鉄をこしらえたのは道路のかわりだといふので、ガソリン・ガロンについて、邦貨に直して当時の金で十銭ずつ取つていったでしよう。そして地下鉄を掘つたのです。ロンドンには地下鉄をつくらなければ、どうして道路を持つていくことができないというので、これは国が金を出したのです。ニューヨークでもどこでもそうです。したがって、こういうふうに考へてみると、今日の都市交通といふものは、単に独立採算だといふことによつて処理をするといふことはむずかしいんじゃないかと私は思ふのです。この点を大臣に聞いて、そして次の問題に入りたいと私は思ひますけれども、きょうはやめます、全く皆さんまじめに答弁してくれませんか。大臣聞かしてくださいます。

○野田国務大臣 私は、いまの都市交通のお話を承りまして、特にベルリン、ロンドン——私もこ

の間この本を読んで非常に示唆を受けております。私、これはいまのお話のお答えになるかならぬか知りませんが、これは実は井岡さんにこつちから提示したいと思ふのですが、実はこの都市交通を、いまわれわれはこれはやりません。きのうも細谷さんに申しましたとおり、地下鉄問題、私はこの四十四年度予算編成のときにはがんばつてみたのですが、四十五年になりました。それはがんばりまして、実現してしまつてもどこまでいけるかという気が、いまのお話を聞いておつてします。しかし、がんばるつもりです。しかし、われわれは、われわれの責任を転嫁するわけではありませんが、そのつもりでお聞きを願ひたいのです。が、この都市交通といふものは、自治省とかまた運輸省とか警察の交通とか、そんな段階じゃないと私は思ふのです。私は最近しみじみそう思つた。ここに古屋さんもおられますが、総理府に交通のいろんな何かまとめた本部をつくつております。私も総理府におりましたから知つておりますが、もう少し——いまの時点ではありませんが、井岡さんのお話を聞いておつて、これはお答えにならぬといふ前提で申し上げるのですが、これはもう少し、この段階になると政府全体で考えなければいけません。〔抜本策を講じなければいかぬ〕と呼ぶ者あり〕だから、そういう感じをいたして井岡さんの言うことは痛切に感じております。この地下鉄の問題、私も予算編成のときに聞きました。が、トンネルをメートル掘るのにたいへんな、ちよつとしたことで何十億かかるような工事。だからこれがつまり自治省の責任で、また運輸省の補助金が出ておりますが、そんなことでやれない事態に入つてきたんじゃないかと思ふのです。だから、その意味においては、私がきょうはお答えにならぬといふのはその意味です。しみじみ感じております。たとえばこの都市交通に對して、自治省が精一ぱいの力をふるひまして、公営企業にどうせいといふようなことも、それはたいへんなことだと思ふんです。だから私は、自治省に負担させられた任務だけはどこまでも責任をもつてやる

うと思ひますけれども、そういうことを痛感してゐるということをお答えしておきます。

いろいろ具体的なことは、財政局長もおりますが、私はやはり一生懸命これをやらなければ、こゝろ行き詰まつた、つまり大都市の市民の生活を見まして、こんな状態まで入つて、これは非常に激動したものですから無理もないと思ふのです。急激な変動が行なわれて、人口稠密になつておりますから、かれこれいままでのことは言ひませんけれども、現時点においては、もうここでもつて抜本的な考え、いま井岡さんがおつちやつたことをやらなければいかぬのじゃないか。私一人でやろうというのではありません。そういうことはできませんが、そういう感じを深くしております。

○井岡委員 そこで、最後に細郷さんに言つておきますが、私は先ほど申し上げましたように、再建築といふものは必ずしも私は破算をしたとは思ひません。おつちやつておいでになりますけれども、私は、いまの再建築では再建ができない、このことだけは細郷さんもお認めになつたと思ふのです。したがつて私は、いま再建築を出すからどうなる、出さないからどうなるというのではなく、大臣も根本的に考えよう、こういうことでございまして、いままでのメンツをほかにして問題の処理に当たつてもらう、こういうことにならぬものだらうか、私はこのことをひとつお尋ねをいたします。

そのためには私は一つの提案をします。不良債務といふもの、これは全部地下鉄に持つていつてはいかないと思ふのです。したがつて不良債務といふものは、国鉄がいまかつておりますが、いわゆるたな上げをやつておりますが、これをたな上げをして、そして出世払いにする、こういうことが。それから地下鉄の公債といふものが、私は七年というような償還年限をきめることは間違ひだと思ふのです。地下鉄の耐用年数は六十年から七十年という何ですが、法定は四十五年しやう。したがつて、地下鉄といふのは十五年しないといふと、ペイしないといわれているのです。せめて

私は三十年という何をやらない限り、これはできないのです。それをこの際考へてやる。そうしない限り、私は地下鉄をやらなければいけないけれども、地下鉄が掘れない。そしてますます産業混乱が起つて、大きな経済混乱が起つてくる、こゝろ私は思ふのです。そういうことで、細郷さん考へていただきたい、こゝろ思ふのです。

同時に、私は最後に言ひます。委員長、できれば、私はこの委員会に小委員会をつくつて、真剣に、政府の責任であるとかあるいはだれの責任といふのでなくて、われわれいゆる国の政治をあずかつておる者がみずからこれを探索をして、そしていいほうに導いていく、こういうようにしたい。そのために小委員会を設けるように理事会でおはかりいただくことをお願いをして、若干残つておりますが、まだ私統いてやろうとは思ひませんけれども、二十二日ですか、関連質問のときに若干質問させていたきたい、こういうふうに思ひます。

○鹿野委員長 井岡委員の意思をよく承つておきます。

次回は来たる二十二日火曜日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十三分散会

第一類第二号

地方行政委員会議録第二十四号

昭和四十四年四月十八日

昭和四十四年五月二日印刷

昭和四十四年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局